令和8年度

保育施設利用のしおり

~お願い~

保育施設によって保育方針が異なります。 お申込み前に、入園を希望する保育施設の見学や説明会に参加 するなど、あらかじめ保育方針を必ずご確認ください。





目 次

1	教育・保育給付認定につい	て			-		-		-		-	-	-					-	Р	1
2	教育・保育を受けられる施	設	• 3	事	業等	等(۲	つし	۱٦,	C	-								Р	2
3	教育・保育給付認定と利用	<u></u> の	手	続	き						-								Р	4
4	利用開始後について・・・										-								Р	8
5	市外の保育施設の利用申請																			
6	必要書類など・・・・・・	-									-								Р	11
7	保育料・給食費(副食費)																			
8	保育施設一覧表・・・・・																			
9	保育施設要覧・・・・・・																			
	• 市内保育施設位置図 • •																			
10	保育施設利用Q&A・・																			
*	申請書等記入例・・・・・																			
*	申請書一式・・・・・・																		Р	46

薩摩川内市

1 教育・保育給付認定について

市は保護者からの申請を受けて、保育の必要性の有無やお子さんの年齢など客観的基準により、次の3つの区分に「認定」し、教育・保育の「給付」を行います。このため、施設や事業の利用申込みに加えて、教育・保育給付認定の申請が必要です。また、認定された区分に応じて利用できる施設・事業が異なります。

					利用可能な	施設	
年齢	認定	保育の	/上 1	/n * = r	認定:	こども園	地域型
	区分	必要性	幼稚園	保育所	利用時間 朝~昼すぎ	利用時間 朝~夕方	保育事業
満3歳	教育標準時間認定 1 号	なし	•		•		
以上	保育認定 2号 あり	あり		•		•	
満3歳 未満	保育認定 3号	あり		•		•	•

[※]子ども・子育て支援制度に移行しない幼稚園をご利用になる場合は、施設等利用給付認定 (新1号認定)を受ける必要があります。

- ◇「1号認定」と「2号認定」を重複して受けることはできません。
- ◇保育施設の利用をご希望の場合は、「2号認定」、「3号認定」の申請となります。2号・3号認定を受けるには、次の「保育の必要性の事由」が必要です。

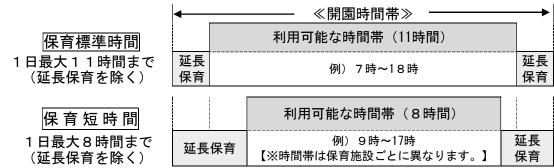
保育の必要性の事由

◇保育を必要とする事由として認められるのは、次のとおりです。

- (1) 月12日以上、かつ、月48時間以上の就労をしていること
- (2) 妊娠中または出産の直後であること
- (3) 病気やけがのため、または精神や身体に障害があること
- (4) 親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時<u>介護または看護</u>していること
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- (6) <u>求職活動</u>(起業の準備を含む)を継続的に行っていること (認定後90日以内に、月12日以上、かつ、月48時間以上の就労 を開始することが条件)
- (7) 学校教育法に規定された<u>学校等に在学</u>しているか、職業訓練校で<u>職業</u> 訓練を受けていること
- (8) <u>育児休業</u>を取得しているか、出産前の勤務先に出産後再雇用が決まっていること(現在、保育施設利用中で引き続き利用する場合のみ) ※育児休業中の新規入所はできません。
- (9) その他、法令等に定めのある場合
- ※詳細についてはP12に記載しています。

保育の必要量

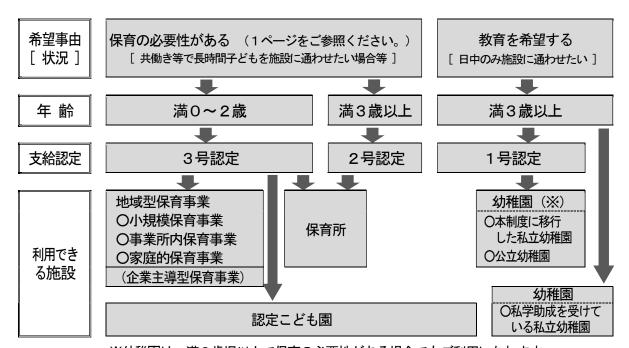
◇保育の必要性の事由に応じて「保育の必要量」を認定します(P12参考)。保育必要量とは、保育認定にかかる児童が保育施設等を利用できる時間を示すもので、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つに区分されます。



※里保育園および下甑保育園の保育標準時間は10時間です。

2 教育・保育を受けられる施設・事業等について

教育・保育施設、事業の選択



- ※幼稚園は、満3歳児以上で保育の必要性がある場合でもご利用になれます。
- ※公立幼稚園の利用申込は、入園希望の幼稚園にお問い合せください。
- ※里保育園・下甑保育園では、ご利用になれない保育事業などが含まれています。

◇上記以外においても、突発的な事情により一時的にお子さんを預けたい場合にご利用できる一時預かり事業や、保育の必要性を問わず月一定時間ご利用できる乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)があります。ご利用方法は、各施設によって異なるので、ご希望の施設に直接お問い合わせください。

教育・保育施設、事業の種類

保育施設の一覧は19~20ページをご覧ください。

① 保育所(認可保育所)

◇保護者が就労、病気、看護、介護、出産などの事情でお子さんを保育することができない場合、児童福祉法に基づき保護者に代わってお子さんを保育する施設です。

② 認定こども園

◇保育園と幼稚園の両方の良さをあわせ持ち、保護者の働いている状況に関わらず、どのお子さんも教育・保育を一緒に受けられます。

③ 小規模保育事業

- ◇3歳未満のお子さんを対象に、少人数(6~19人)による保育を行います。
- ※里保育園及び下甑保育園は小規模保育事業相当の特例保育を行う施設に なります。

④ 事業所内保育事業

◇企業が従業員のために設置する保育施設などで、従業員のお子さんと3歳未満の地域のお子さんをいっしょに保育します。

⑤ 家庭的保育事業 ※

- ◇市が認可した家庭的保育者が、少人数(最大3~5名まで、3歳未満のお子 さん)を対象に家庭的な雰囲気の中で保育ができることが特徴です。
- ※令和7年11月1日現在、令和8年度に薩摩川内市内での実施予定はありません。今後、新たに事業を行う施設等がある場合は、市のホームページなどでお知らせします。

⑥ 幼稚園

- ◇小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設です。満3歳児から就学前までのお子さんに対して1日4時間前後お預かりします。 保護者の希望により、預かり保育を行っている施設もあります。
- ※子ども・子育て支援制度に移行しない幼稚園をご利用になる場合は、施設等利用給付認定(新1号認定)を受ける必要があります。

★ 企業主導型保育事業

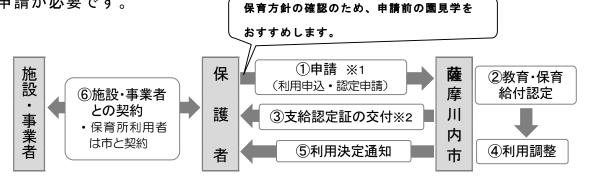
企業などが自ら事業所内保育を設置し、従業員の多様な働き方に応じて柔軟な保育を行う事業です。従業員のお子さんのほか、定員の半数を上限に、地域のお子さんを一緒に保育する事業所もあります。

※地域のお子さんが利用する場合、国の無償化の対象となるためには、市町村の教育・保育給付認定(2・3号認定)を受ける必要があります。

ただし、市町村による利用調整対象施設ではありませんので、入所のお申し込みは直接、企業主導型保育事業所へお願いします。

3 教育・保育給付認定と利用の手続き

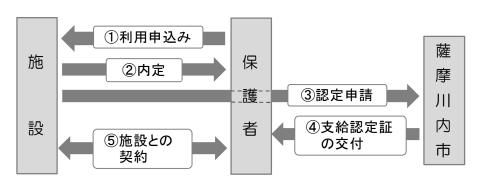
保育所や認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業などの利用を希望する保護者の方は、利用申込みと同時に、2号・3号の教育・保育給付認定の申請が必要です。



※1 申請内容と実情が異なっていた場合や、虚偽が判明した場合には、その時点で利用調整のやり直しや決定の取消しなどを行いますので、申請関係の書類は厳正に作成してください。なお、やむを得ず申請状況に変更が生じた場合は速やかにお申し出ください。
※2 現在「③支給認定証の交付」は省略しています。必要な場合は、ご連絡ください。

参考【1号認定(教育標準時間)の場合】

- ◇教育施設で利用内定を受けた後に、施設をとおして薩摩川内市に教育・保育 給付認定の申請を行ってください。
- ◇支給認定証を、薩摩川内市から交付します。



◇1号認定を受けたあと、2号認定を受けるためには1ページにある「保育の必要性の事由」が必要です。手続きの方法は、次ページ以降で案内する「利用手続きの流れ」などをご覧ください。この場合、申請書および保育必要性の事由を確認するための必要書類などを子育て支援課または甑島振興局・各支所地域振興課にご提出ください。

利用手続きの流れ

教育・保育給付認定、保育施設利用の申請

- ◇「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 児童台帳」に必要書類を 添えて、市に提出してください。
 - ※申込期限までに必要書類が揃っていない場合、申請を受理できません。
 - ※市への直接提出が出来ない場合は、郵便による提出も可能です(期限内 必着)。
- ◆4月から利用希望の場合の教育・保育給付認定申請・保育施設利用申請の受付

期間	令和7年11月4日(火)~11月28日(金)の平日 ※12月1日以降も随時受け付けしますが、2次選考以降になります
時間	8:30~12:00、13:00~17:15
場所	市役所本庁子育て支援課(郵送可) 甑島振興局、各支所地域振興課

◆ 5 月以降利用希望の場合の教育・保育給付認定申請・保育施設利用申請の受付

利用希望(入所)日	受付期間	申込場所
令和8年 5月1日	令和8年 3月 2日(月)~令和8年 4月 6日(月)	
6月1日	令和8年 4月 1日(水)~令和8年 5月 7日(木)	瓶 士島
7月1日	令和8年 5月 1日(金)~令和8年 6月 5日(金)	^们 振
8月1日	令和8年 6月 1日(月)~令和8年 7月 6日(月)	所見
9月1日	令和8年 7月 1日(水)~令和8年 8月 5日(水)	本原
10月1日	令和8年 8月 3日(月)~令和8年 9月 4日(金)	子各 专
11月1日	令和8年 9月 1日(火)~令和8年10月 5日(月)	フ PJ
12月1日	令和8年10月 1日(木)~令和8年11月 5日(木)	支援地域場
令和9年1月1日	令和8年11月 2日(月)~令和8年12月 4日(金)	≡ ™
2月1日	令和8年11月2日(月)~令和9年1月5日(火)	×× 興 課
3月1日	令和8年11月 2日(月)~令和9年 2月 5日(金)	环

※令和9年1月1日以降の利用希望者の方は、令和9年4月1日入所希望者と同時に利用調整を行いますので、令和8年11月中に令和9年度の申請と同時に提出してください。

教育・保育給付認定

- ◇提出のあった書類をもとに、教育・保育給付認定の可否を行います。
 - ※教育・保育給付認定できなかった方にはその旨を通知します。

保育施設、事業利用の調整

- ◇保育の必要性の度合いを点数化し、必要性の高いお子さんから利用を決定します(<u>※申込み順ではありません</u>)。
- ※ただし、4月1日利用開始の調整は、<u>上記期間内(11月中)</u>にお申し込みのあったものから行います。12月以降申請受付分は、2次選考以降になります。
- ◇申請書に記載された希望施設以外の利用調整はしません。複数の施設を希望される場合は第5希望までの施設を申請書へご記入ください。 なお、第1希望以外の施設に決定する場合も、事前に保護者のご承諾は得ませんので、あらかじめご了承ください。

結果のお知らせ

- ◇4月1日利用の教育・保育給付認定と利用調整の結果は、1月下旬頃から順次通知する予定です。
- ◇5月1日以降の利用調整の結果は、利用できる方に対して、入所月の前月 18日頃に施設利用承諾通知書を郵送します。
- ◇利用調整の結果、決定できなかった(待機となる)お子さんについては、入 所保留通知書を郵送します。 ※通知は、最初の1回のみです。
- ◇入所保留となった場合は、申請の変更や取り下げなどをされない限り、引き続き年度内の利用希望の意思があるものとして再度利用調整の対象としますので、改めて申請する必要はありません。

説明・契約

- ◇施設の利用が決定しましたら、施設で入所に関する説明を受けてください。 お子さんの面接などもありますので、必ずお子さんとご同行ください。
- ◇保育園以外の施設は、保護者と施設との契約を行います。保育条件や実費 徴収金などをふまえて、双方の意思(合意)を確認します。

施設での利用開始

◇毎月1日が利用開始日です。

発達支援サービスを利用している(予定も含む)、障害者手帳または療育手帳を持っている、お子さんの利用申込み

◇障害の特性や程度、保育士の配置などの確認が必要なため、<u>申込みの前</u> に利用を希望する施設の見学・面談を行ってください。

手帳をお持ちの方が園から相談受付票を受け取った場合は、申請書と一緒にご提出ください。

利用を希望する施設に事前の相談がなかった場合、障害の特性や程度によっては、保育士の配置の調整等から、内定が取り消しになる場合がありますので、ご注意ください。

利用申込みの取り下げ

◇利用申込みを取り下げる場合は、「利用申込取下申出書」を子育て支援課ま たは甑島振興局・各支所地域振興課にご提出ください。

就労や世帯等の状況に変更が生じた場合

- ◇就労の状況に変更が生じた場合は、12ページを参考に必要書類を子育て支援課または甑島振興局・各支所地域振興課へ早急にご提出ください。
- ◇婚姻や離婚、きょうだいの幼稚園への入園、同居のご家族に障害者手帳が交付された場合など、保育料に変更が生じるときも手続きが必要です。
- ◇手続きがない場合、教育・保育給付認定の取消しや退園となることがありますのでご注意ください。

育児休業を取得する場合

- ◇第2子以降の出生後に育児休業を取得する方で、新生児の兄姉は、次に該当する場合に限り保育施設を一定期間ご利用になれます。
 - ※現在、保育施設利用中で引き続き利用する場合のみ。育児休業中の新規入所は出来ません。

ケース	利用できる期限	必要な書類
育児休業を取得する場合 (出産前と同じ勤務先に出 産後再雇用が決まっている 場合も含む)	1歳に達する日以後の最 初の3月31日まで	就労証明書(復職予定 日記載のもの)

◇上記の期限内に要件に該当しなくなった場合は、保育施設を利用できません。

就労により新規入所する場合の「ならし保育」について

- ◇すでに就労先が決定している場合、または育児休業から復職することが決まっている場合は、「ならし保育」をご利用になれます。
- ◇利用開始の対象となる月は、就労開始日(復職日)によって異なります。

就労開始日(復職する日)	利用申込可能な日
1日から15日の間に就労開始する場合	就労する月の前月の1日から
16日から31日の間に就労開始する場合	就労する月の1日から

(例)8月1日から15日の間に復職の場合、7月1日を利用開始の日として申し込みができます。この場合の利用申込は、6月5日までとなります。

◇提出された就労証明書などにより、復職日を確認します。

市外から転入予定で保育施設利用の申し込みをしたい場合

- ◇薩摩川内市外から転入後にお子さんの保育施設の利用を希望する場合、転入 前であっても薩摩川内市へ申し込むことができます。申請書や証明書類など を受付期間に(郵送の場合必着で)ご提出ください。
- ◇利用調整の結果、利用可能なときは入所内定通知書を郵送し、転入後正式に 入所を承諾します。ただし、利用開始日において、保護者とお子さんが薩摩 川内市に住民登録されていない場合、教育・保育給付認定ができないため保 育施設の入所の内定を取り消します(保育施設の利用はできません。)。

4 利用開始後について

延長保育

- ◇延長保育は、就労時間の都合などの理由で、認定された保育の必要量による 保育時間よりも、長くお子さんをお預けになりたい場合に利用可能です。
 - ※延長利用料は、幼児教育・保育無償化の対象外です(実費負担)。
- ◇施設への利用が決定してから各施設で手続きをしてください。
- ◇延長利用料は各施設におたずねください。

退園(利用辞退)

- ◇薩摩川内市外へ転出する場合や保育を必要とする事由がなくなった場合は、 早急に子育て支援課または甑島振興局・各支所地域振興課へ「退園申出書」 を提出してください。
 - ※里帰り出産や、就労などの都合で薩摩川内市外の保育施設をご利用になる場合は、 10ページをご参照ください。

市外に転出する場合

◇薩摩川内市外に転出される場合、ケースに従い手続きが必要です。転出先が 決まり次第、子育て支援課または甑島振興局・各支所地域振興課で手続きを してください。

ケース	必要な手続き
①市外に転出し、在園している 保育施設を退園する場合	・「退園申出書」を提出してください。
②市外に転出するが、引き続き 在園する場合	・転出前に必ずご相談ください。転出先の市区町村で保育施設の申し込みと、事前の協議が必要です。・あわせて「退園申出書」を転出前までに提出してください。

※保育施設利用のお申込み先は、住所のある市区町村です(保育施設の所在市区町村ではありません)。

転園(施設変更)したい場合

- ◇利用開始後に利用する保育施設の転園(変更)を希望される場合は、「転園申込書」を子育て支援課または甑島振興局・各支所地域振興課へ提出してください。
- ◇新規の利用希望者と同じく、保育の必要性の高いお子さんから空き状況に応じて利用調整することになります。
- ◇転園保留となった場合、取り下げをされない限り毎月利用調整を行います。
- ◇転園が決定した場合、在籍していた施設は新たな利用調整を行うため、決定後の取り消しが出来ない場合があります。変更希望を取り下げる場合は、早急に「転園取下書」を子育て支援課または甑島振興局・各支所地域振興課にご提出ください。

2号認定から1号認定へ認定を変更する場合

- ◇2号認定を受けたお子さんが認定こども園で保育を受けている場合で、保育の必要性の事由がなくなり、引き続き認定こども園を利用するときは、1号認定への教育・保育給付認定の変更申請が必要です。
- ◇認定こども園が1号認定として受け入れる場合、認定こども園を通じて教育 ・保育給付認定の変更申請をしてください。

上記以外の場合の教育・保育給付認定の変更申請

- ◇支給認定を受けた後に、保育の必要性の事由や家族の状況などに変更があった場合は、教育・保育給付認定の変更申請が必要です。
- ◇申請内容の確認の結果、変更が生じた場合、入所内容変更通知書を発送します。 す。
- ◇教育・保育給付認定の変更は、保育の必要量の変更も含め、原則として申請のあった翌月から適用します。ただし、認定期間はその事由が発生した日をもとにして設定するため、変更の申請が遅れると認定の期間が基準より短く設定されることがありますので、ご注意ください。

教育・保育給付認定期間が満了となった場合

- ◇教育・保育給付認定期間が満了となった場合で引き続き保育施設をご利用になるときは、改めて教育・保育給付認定の申請が必要です。この場合、再度利用調整するため引き続き保育施設を利用できるとは限りません。また、「保育の必要性の事由」がある場合は、それを確認するための必要書類を添えて変更申請してください。
- ◇教育・保育給付認定されない場合、保育施設を利用できませんのでご注意ください。

教育・保育給付認定現況届

- ◇2号認定・3号認定の教育・保育給付認定を受けて保育施設を利用しているときは、教育・保育給付認定の要件に合致しているかどうかと、翌年度の保育施設継続利用の希望を確認するために、8月頃に教育・保育給付認定現況届(以下「現況届」といいます。)を提出していただきます。詳しくは、その時期になりましたら別途お知らせします。
- ◇現況届の提出がないと、保育施設の翌年度の利用や、当年度途中でも保育施 設の利用ができなくなることがあります。

5 市外の保育施設の利用申請

市外に転出する予定がある、または里帰り出産、勤務地などの理由で、薩摩 川内市外の保育施設の利用を希望することができます。

お申し込みは、子育て支援課または甑島振興局・各支所地域振興課で受け付けます。保育施設では受け付けません。なお、市区町村によっては域外からの入所に制限を設けているところがあります。

お申し込みの前に

- ◇希望先の市区町村の保育施設利用調整担当課へ次の事項を必ずご確認ください。
 - ① 申込み締切日

④ 申込みする際の注意点

② 必要書類

- ⑤ 希望する施設の空き状況
- ③ 他市区町村からの申込み制限

教育・保育給付認定・利用申請受付

- ◇子育て支援課または甑島振興局・各支所地域振興課に<u>必要書類</u>をご提出くだ さい。
 - 必要書類 ① 11~13ページに記載の書類
 - ② ご希望の保育施設がある市区町村が必要とする書類

利用調整

- ◇ご希望の保育施設がある市区町村と薩摩川内市で協議し、利用調整を行います。なお、市区町村により、住民登録のある方を優先したり、ご希望の事由によって受入れを制限するため、市外在住者は利用できない場合があります。
- ◇転出予定の方の薩摩川内市へのお申込みは、利用調整を行う市区町村への仮申込みとなりますので、利用の可否にかかわらず、住民票の異動後に、改めて転出先市区町村の保育施設利用調整担当課に教育・保育給付認定の申請および保育施設の利用の申し込みが必要となります。手続きをしないと、申し込みが継続しないことや、内定が取消されることがありますので、ご注意ください。

申請取下げ

◇市外の保育施設を利用する必要がなくなったときは、速やかに「利用申込取下申出書」を子育て支援課または甑島振興局・各支所地域振興課へ提出してください。

6 必要書類など (とじこみ書類に不足書類がないかご確認ください)

申込みの際は、次の書類をご提出ください。

① 子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 児童台帳 P46~49

- ◆新規のお申込みのほか、在園している保育施設以外や薩摩川内市以外の 保育施設の利用を希望する場合なども、この申請書が必要です。
- ◆利用希望児童が複数の場合、児童ごとに申請書が必要です。

② 保育施設利用等に関する確認事項同意書兼誓約書 P50~51

◆内容をよくご確認のうえ、保護者(父母)それぞれ自筆で記入してください。

③ 保育を必要とする事由を確認するための資料

◆12ページをご覧ください。

④ 該当する場合のみ必要となる資料

◆13ページをご覧ください。

【注意事項】

- 〇書類の提出後に、確認事項がある場合など、新たな書類の提出を依頼することがあります。
- 〇ご提出いただいた就労証明書について、就労実態を事業所に確認調査をすることが あります。
- 〇ご提出いただいた書類は一切返却できません。必要がありましたら提出前にコピー をしてください。
- 〇利用手続きに関して不足書類がある場合は教育・保育給付認定及び利用調整ができません。利用開始希望月の締切日までに必ずご提出ください。

★保育実施(希望)の最長期間

※小規模・事業所内保育事業所は0~2歳までの施設利用となります。

生年月日	最長保育実施(希望)期間
令和2年4月2日~令和3年4月1日	令和 9年3月末日まで
令和3年4月2日~令和4年4月1日	令和10年3月末日まで
令和4年4月2日~令和5年4月1日	令和11年3月末日まで
令和5年4月2日~令和6年4月1日	令和12年3月末日まで
令和6年4月2日~令和7年4月1日	令和13年3月末日まで
令和7年4月2日~令和8年4月1日	令和14年3月末日まで
令和8年4月2日~	令和15年3月末日まで

「③保育を必要とする事由を確認するための資料」および認定される必要量、認定期間について

対象者 ◆父 ◆母 ◆同居している内縁の妻・夫

保育の必要性の事由	必要書類	保育の必要量	認定期間
月120時間以上 <u>就労</u> す る	・就労証明書 (復職の場合、復職予定 日記載のもの)	保育標準時間	原則として、証明書で届出た就
月48時間以上120時間未満 <u>就労</u> する(月12日以上就労する場合に限る)(注1)	・就労証明書 (復職の場合、復職予定 日記載のもの)	保育短時間	労が続いている間
母親が <u>出産の前後</u> である	・母子手帳の写しまたは 分娩予定証明書	保育標準時間	出産月の前3を 月出からの 月出からする は の産の の産の の産の の産の の産の の の の の の の の の の
<u>疾病</u> にかかる、 <u>負傷</u> して いる、または精神・身体 に <u>障害</u> を負っている	・医師の診断書または 意見書 ※療養期間の分かるもの ・障害者手帳などの写し	保育標準時間	保育が困難と認 められる期間
親族(長期入院等を含む)を <u>常時介護・看護</u> している(注2)	・医師の診断書または 意見書 ・状況説明書 (被介護者) ※介護の必要性がわかるもの	保護者の必要 量に応じて認 定	介護・看護を継 続している間
震災、風水害、火災等の 災害復旧に当たっている	・り災証明または 状況説明書	保育標準時間	災害復旧に従事 している間
継続的に <u>求職活動</u> や <u>起業</u> <u>準備</u> を行っている (注3)	・求職活動・起業準備 状況申請書兼誓約書	保育標準時間	効力発生日(認 定日)から90 日目を迎える月 の末日まで
学校教育法に規定された 学校や職業訓練校に <u>在学</u> 中	・在学証明書・カリキュラム	保護者の必要 量に応じて認 定	卒業(修了)予 定日を迎える月 の翌月末日まで
育児休業を取得している (出産前と同じ勤務先に 出産後再雇用が決まって いる場合も含む) ※保育施設利用中の児童が 引き続き利用する場合のみ (育児休業中の新規入所は 出来ません)	・就労証明書(復職予定 日記載のもの)	保育標準時間	1歳に達する日 以後の最初の3 月31日まで

- (注1) 就労状況が確認できない場合、別途書類を提出していただくことがあります。
- (注2) 保護者以外の同居者がいる場合、別途書類を提出していただくことがあります。
- (注3) 求職活動の確認のため、活動状況が分かる書類の提出を求めることがあります。

「④該当する場合のみ必要となる資料」について

対象者 ◆申請する児童 ◆父 ◆母 ◆内縁の妻・夫 ◆同居している家族 など

対象者の状況	必要書類
利用開始日現在、お子さんや同居の方に障害がある場合	身体障害者手帳、療育手帳、特別児 童扶養手当証書などの写し …障害のある方がいる世帯として保 育料算定される場合は、必ず提出 してください。
保護者が解雇等により失業し、利用希望 日時点で離職日の翌月から3か月を経過 していない場合	解雇通知・離職票等 …失業理由等を確認できるもの
離婚調停中で配偶者と別居している場合	呼び出し状または事件係属証明書
外国国籍の方で就労ができない在留資格 の場合	資格外活動許可証
利用開始日現在、お子さんが父・母と同居していない場合、または保護者が未婚 の未成年である場合	祖父母など監護者の、保育を必要とする事由を確認するための書類
令和7年1月1日現在海外に住んでいた 場合で、海外での収入がある場合	職場発行の給与証明書または居住国発 行の所得課税状況が分かる書類 (日本語に翻訳したものを提出してく ださい) 令和6年1月1日~令和6年12月3 1日までの証明が必要です。
令和8年1月1日現在海外に住んでいた 場合で、海外での収入がある場合	職場発行の給与証明書または居住国発 行の所得課税状況が分かる書類 (日本語に翻訳したものを提出してく ださい) 令和7年1月1日~令和7年12月3 1日までの証明が必要です。

7 保育料・給食費(副食費)

保育料は、3~5歳児(1・2号認定)と市区町村民税非課税世帯及び生活保護世帯の0~2歳児(3号認定)は、無償化となっております。

保育料の算定

◇保育料は、①お子さまの認定区分と②年齢、③扶養義務者の④税額(合計額) をもとに⑤算定します。

① お子さんの認定区分

◆3号認定の場合、一部を除き保育の必要量の区分によっても保育料が異なります。

2 年齢

◆年度当初(4月1日)の年齢により保育料を決定します。年度途中で3 号認定から2号認定に変更された場合でも、次の3月31日までは「3 号認定」(満3歳未満児)の保育料を適用します。

③ 扶養義務者

◆原則として、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。

4) 税額

- ◆施設利用の月に応じて、前年度または当年度の市区町村民税所得割額で 決定します。
- ※国、地方公共団体等への寄附金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外 国税額控除・住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期 優良住宅新築等特別税額控除については、保育料の控除対象となりません。 (これらを控除する前の税額から保育料を算定します。)
- ※前年中に海外での収入があった場合には、海外収入を含めて計算を行います。 ※税の修正申告をされた場合、保育料の階層が変更になることがあります。

⑤ 算定

対象者 ◆父 ◆母 ◆同居している内縁の妻・夫

施設利用する月	市区町村民税の該当年度
4月から8月まで	令和7年度(前年度)市区町村民税 例:令和8年4月分保育料 →令和7年度市区町村民税で算定
9月から翌年3月まで	令和8年度(当年度)市区町村民税 例:令和8年9月分保育料 →令和8年度市区町村民税で算定

- 〇令和8年1月1日以前から引き続き薩摩川内市に住民登録されている方について は、市民税の課税状況を市で調査します。
- 〇所得申告(収入なしも含む)または市民税申告をされていない方は、市役所税務 課または甑島振興局又は各支所地域振興課へ申告してください。
- 〇市区町村民税は、その年の1月1日現在住民登録のあった市区町村で課税されます。 前市区町村に課税状況の調査に個人番号(マイナンバー)を用いますので、必ず申 請書への記入をお願いします。

① 保育所、認定こども園、地域型保育事業(里・下甑保育園を除く)

İ	上段	第1子	「徴収基準額」
	(下 段)	第2子	(基準額の半額)

(単位:円・月額)

_					(辛四.1) 万银/		
ī ī	5町村民税額による世	ルロ	満3歳以上		満3歳未満子ども		
	帯の区分	階層	(2号認定-	ナとも)	(3号認定子ども)		
	111 02 12: 71		保育料	給食費(副食費)	保育標準時間 保育短時間		
生	活保護世帯	Α			幼児教育・保育の		
市	町村民税非課税世帯	B 0 1		 夕 『 今	無償化により無料		
	48,600 円未満世帯 (均等割課税で所得割0円も含む)	C 0 1		免除	1 3, 6 0 0		
	48,600 円以上 57,700 円未満世帯	D 0 1 '			21,000 20,700 (10,500) (10,350)		
所	57, 700 円以上 97, 000 円未満世帯	D 0 1	幼児教育・保育 の無償化により 無料	保護者	21,000 20,700 (10,500) (10,350)		
所得割	97,000 円以上 121,000 円未満世帯	D 0 2			27,800 27,400 (13,900) (13,700)		
割課税額	121,000 円以上 169,000 円未満世帯	D 0 3			33,300 32,800 (16,650) (16,400)		
谼	169,000 円以上 301,000 円未満世帯	D 0 4		負担	3 9, 6 0 0 3 9, 0 0 0 (1 9, 8 0 0) (1 9, 5 0 0)		
	301,000 円以上 397,000 円未満世帯				4 4, 0 0 0		
	397,000 円以上世帯	D06			46,800 46,100 (23,400) (23,050)		

◆B01階層、C01階層およびD01階層の世帯で、ひとり親世帯、障害者同居世帯等の場合

	*	THIR I HOLD I			
市町村民税非課税世帯	B 0 1減			幼児教育 無償化に。	
48,600 円未満世帯 (均等割課税で所得割0円も含む)	C 0 1 減	幼児教育・保証		6,000 (0)	6,000 (0)
48,600 円以上 57,700 円未満世帯	D 0 1 減 '	の無償化により 無料	免除	6,700	6,700 (0)
57, 700 円以上 77, 101 円未満世帯	D 0 1 減			6,700	6,700 (0)

- ※保育料は、4月1日現在の年齢を基準とします。
- ※年度途中で満3歳になった場合でも、次の3月31日までは満3歳未満児(3号認定子 ども)の保育料を適用します。
- ※保育料は、教育・保育給付認定保護者と生計を同じくするきょうだいの年齢にかかわらず、第1子が基準額、第2子が半額、第3子以降が無料です。
- ※保育料とは別に、教材費や行事費など実費徴収や上乗せ徴収する保育施設があります。
- ※通園送迎費、食材料費(副食費(おかず代・おやつ代等))、行事費などは保護者負担となります。
- ※副食費(おかず代・おやつ代等)
 - 2号認定においては、57,700円未満(ひとり親世帯等については、77,101円未満)の世帯の副食費は免除されます(3号認定については保育料に含まれます)。また、副食費は第3子以降が免除となりますが、副食費における第3子以降とは、小学校就学前の児童から数えて3番目以降の場合を指します。
- ※教育・保育給付認定された保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の時間帯を超えて 利用する場合は、別途延長保育料がかかります(延長保育料は無償化対象外)。

② 里保育園·下甑保育園

上段 第1子「徴収基準額」 (下段) 第2子(基準額の半額)

(単位:円・月額)

				(単位	: 円・ 月額 <i>)</i>
	市町村民税額による 世帯の区分	階層	満3歳以上子ども (2号認定子ども) 保育標準時間 保育短時間	満3歳未注 (3号認定 保育標準時間	
生	活保護世帯	1		幼児教育・	・保育の
市	町村民税非課税世帯	2		無償化に。	とり無料
	48,600 円未満世帯 (均等割課税で所得割0円も含む)	3		8,800 (4,400)	8,600 (4,300)
	48,600 円以上 57,700 円未満世帯	4 '		13,600 (6,800)	13,300 (6,650)
所	57, 700 円以上 97, 000 円未満世帯	4		13,600 (6,800)	13,300 (6,650)
得割課税額	97,000 円以上 121,000 円未満世帯	5		18,000 (9,000)	17,600 (8,800)
税額	121,000 円以上 169,000 円未満世帯	6		21,600 (10,800)	21,100 (10,550)
u.K	169,000 円以上 301,000 円未満世帯	7		25,700 (12,850)	25,100 (12,550)
	301,000 円以上 397,000 円未満世帯	8		28,600 (14,300)	27,900 (13,950)
	397,000 円以上世帯	9		3 0, 4 0 0 (1 5, 2 0 0)	29,700 (14,850)

◆2階層、3階層および4階層の世帯で、ひとり親世帯、障害者同居世帯等の場合

市町村民税非課税世帯	2 減	幼児教育 無償化に。	・保育の より無料
48,600 円未満世帯 (均等割課税で所得割 0 円も含む)	3 減	3,500	3,500
48,600 円以上 57,700 円未満世帯	4 減 ′	4,300	4,300
57, 700 円以上 77, 101 円未満世帯	4 減	4,300	4,300 (0)

- ※保育料は、4月1日現在の年齢を基準とします。
- ※年度途中で3号から2号に認定が変更になった場合でも、次の3月31日までは満 3歳未満児(3号認定子ども)の保育料を適用します。
- ※教育・保育給付認定保護者と生計を同じくするきょうだいの年齢にかかわらず、第 1子が基準額、第2子が半額、第3子以降が無料です。
- ※保育料とは別に、教材費や行事費など実費徴収や上乗せ徴収する保育施設があります。
- ※通園送迎費、食材料費(副食費(おかず代・おやつ代等))、行事費などは保護者 負担となります。
- ※教育・保育給付認定された保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の時間帯を超 えて利用する場合は、別途延長保育料がかかります(延長保育料は無償化対象外)。

1号認定子ども

区分	保育料	給食費 (副食費)
生活保護世帯		
市区町村民税非課税・均等割額のみ課税世帯	幼児教育・保育の	免除
市区町村民税課税世帯 (77,101円未満の世帯)	無償化により無料	
市区町村民税課税世帯 (77,101円以上の世帯)		保護者負担

※副食費(おかず代・おやつ代等) 1号認定においては、77,101円未満(ひとり親世帯等含む)の世帯の副食費は免除 されます。(免除以外の方は、ご利用の施設等に直接お支払いください) また、副食費は第3子以降が免除となりますが、副食費における第3子以降とは、 小学校3年生以下の子どもから数えて3番目以降の場合を指します。

- ※その他、教材費、行事費など実費徴収や上乗せ徴収する施設があります。
- ※保育の必要性がある子どもが、預かり保育を利用する場合の利用料は、施設等利用 給付認定(新2号(3~5歳児)、新3号認定(満3歳児で市区町村民税非課税世 帯))を受けることで、無償化の対象となります。認定については施設へご相談く ださい。
 - 3歳児以上児の上限額月額 11,300円
 - ・満3歳児(年度途中で3歳になった子ども)で非課税世帯の上限額月額 16,300円 「上限額」と「利用料」と「450円×利用日数の額」を比較して少ない額が対象。 (超過分を施設へ支払うことになります。)
- ※年度途中で満3歳の誕生日を迎えるお子様は、次の3月31日までは「満3歳未満 児」の扱いとなり、新年度4月から「3歳児」となります。
- ※子ども・子育て支援制度に移行していない私立幼稚園の保育料は、施設で設定します。 施設等利用給付認定(新1号認定)を受けることにより、月額25,700円を上限とし て、無償化の対象となります。

給食費(副食費)の免除の可否が変更になる場合があります。

◇令和8年度の市区町村民税が令和8年6月に決定することに伴い、令和8年9月からの保育料・給食費(副食費の免除の可否)が変更になる場合があります。変更があった場合の保育料・給食費(副食費の免除の可否)の決定は、8月末までに文書でお知らせします。(通知の時期はあくまで目安であり、変更になる場合があります。)3号認定については保育料に含まれます。

保育料・給食費(副食費)のお支払い先

◇保育料のお支払い先は、施設によって異なります。

保育所、里保育園、下甑保育園:薩摩川内市へ

|保育所以外の施設:**施設へ**(お支払の方法などは、各施設にお問い合わせください。)

◇副食費が免除とならない世帯については、ご利用の施設等に直接お支払いくだ さい。

保育所を利用される方の保育料のお支払い方法

◆口座振替によるお支払い

- ◇口座振替日は、毎月25日(ただし土・日曜、祝日にあたる場合は、翌金融機 関営業日)です。
- ◇保育料の口座振替をご希望の場合は、お持ちの預金口座を取り扱っている金融機関の市内店舗で、「薩摩川内市市税等口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」に保育料等通知書番号等の必要事項を記載し、口座届出印を捺印のうえ、直接お申し込みください。
 - ※毎月「25日」までのお申込み分が、翌月の納期分から口座振替になります。

◆納付書によるお支払い

- ◇納付書による納期限は、毎月末日(ただし土・日曜、祝日にあたる場合は、翌 金融機関営業日が納期限)です。
- ◇納付書は、毎月中旬にお届けしますので、納期限までにコンビニエンスストア 各店舗、キャッシュレス決済、薩摩川内市指定金融機関または市役所本庁公金 取扱窓口でお支払いください。
 - ※納期限日を過ぎると、コンビニエンスストア、キャッシュレス決済ではお支払いできませんのでご注意ください。

◆保育料が未納の場合

- ◇納期限を一定期間経過した時点で未納の場合、督促手数料が発生します。
- ◇保育料を2か月以上滞納されている場合、子育て支援課または甑島振興局・各支所地域振興課でご相談させていただきます。場合によっては、利用している保育所への情報提供や、地方税法の滞納処分の例により滞納処分を行います。

8 保育施設一覧表

保育所

番号	保育施設名	所在地	定員	電話	開所時間
1	川内隣保館保育園	〒895-0022 白和町9番5号	90	23–4798 FAX 25–3956	7:00~19:00
2	隈 之 城 保 育 園	〒895-0041 隈之城町1434番地	100	22-3619 FAX 22-3119	7:00~19:00
3	永 利 保 育 園	〒895-0007 百次町1069番地22	90	22-5620 FAX 22-5617	7:00~19:00
4	清 涼 保 育 園	〒899-1922 小倉町605番地3	7 0	22-2461 FAX 22-2484	7:00~19:00
5	西 風 園	〒899-1801 西方町2605番地1	2 0	28-0049 FAX 28-0028	7:00~19:00
6	あさひ保育園	〒895-0003 中村町7126番地2	50	29-2714 FAX 29-2715	7:00~19:00
7	高 城 保 育 園	〒895-0211 高城町1445番地	7 0	30-2920 FAX 30-2937	7:00~19:00
8	育 英 保 育 園	〒895-0072 中郷四丁目187番地	120	22-3467 FAX 22-3018	7:00~19:00
9	平 佐 保 育 園	〒895-0012 平佐町3879番地2	100	23–2552 FAX 23–2733	7:00~19:00
10	青 山 保 育 園	〒895-0044 青山町3586番地4	90	25–3324 FAX 25–3337	7:00~19:00
11	清水丘保育園	〒895-0056 宮里町3048番地9	80	25–4522 FAX 25–4536	7:00~19:00
12	勝目保育園	〒895-0031 勝目町5315番地71	90	20–2243 FAX 20–2768	7:00~19:00
13	共 同 保 育 所 ひ ま わ り 園	〒895-0072 中郷町5629番地	8 0	25-1528 FAX 29-3400	7:00~19:00
14	さとのもり保育園	〒895-0005 永利町4134番地1	7 0	20-8151 FAX 20-8152	7:00~19:00
15	大村保育園	〒895-1501 祁答院町下手3001番地2	3 0	55-0126 FAX 55-0123	7:00~19:00

認定こども園(幼保連携型・保育所型・幼稚園型)

番号	保育施設名	所在地	定員※	電話	開所時間
16	せんだい幼稚園	〒895-0012 平佐町3590番地2	50	20-1280 FAX 25-1730	7:00~19:00
17	青 山 幼 稚 園	〒895-0044 青山町4194番地	60	20-0775 FAX 20-0171	7:00~19:00
18	のぞみ幼稚園	〒895-0076 大小路町54番16号	105	22-3744 FAX 22-4006	7:00~19:00
19	鹿 児 島 純 心 大 学 附 属 純 心 幼 稚 園	〒895-8515 隈之城町1001番地	70	23–6168 FAX 22–0807	7 : 00~19 : 00
20	川内すわこども園	〒895-0061 御陵下町19番5号	165	22-2764 FAX 22-3143	7:00~19:00
21	りぼんこども園	〒895-0011 天辰町1866番地1	70	24–8181 FAX 24–8787	7:00~19:00
22	みくにキッズ保育園	〒895-0061 御陵下町11番9号	90	22–3974 FAX 22–3575	7:00~19:00
23	高江こども園	〒895-0131 高江町1875番地	50	27–2225 FAX 27–2225	7:00~19:00
24	川内すわこども園 S E C O N D	〒895-0072 中郷3丁目327-1	90	24-8400 FAX 24-8401	7:00~19:00

番号	保育施設名	所在地	定員※	電話	開所時間
25	さつま川内こども園	〒895-0006 田崎町206番地1	60	29–5101	7:00~19:00
26	せいくんこども園	〒895-0012 平佐町2843番地1	4 5	20-1123 FAX 24-8100	7:00~19:00
27	愛こども園	〒895一0011 天辰町74 ALTOWN 天辰集合住宅1階	4 0	24-8811 FAX 24-8812	7 : 00~19 : 00
28	水引こども園	〒899-1921 水引町4795番地	6 4	26-2124 FAX 26-2128	7 : 00~19 : 00
29	せ ん だ い 中央こども園	〒895-0012 平佐一丁目111番地	2 5	23-5700 FAX 23-5700	7 : 00~19 : 00
30	川内聖母幼稚園	〒895-0054 若松町2番20号	3 6	22-3877 FAX 22-4166	7 : 30~18 : 30
31	す わ こ ど も 園	〒895-1203 樋脇町市比野550	80	38-1193 FAX 38-1468	7 : 00~19 : 00
32	善福寺こども園	〒895-1202 樋脇町塔之原1177番地	4 0	37-2103 FAX 48-2738	7 : 00~19 : 00
33	び ぼ あ	〒895-1401 入来町副田6046番地25	50	44-4381 FAX 44-4568	7:00~19:30
34	入来こども園	〒895-1402 入来町浦之名7517番地3	3 0	44-2391 FAX 44-2526	7:00~19:00
35	若あゆこども園	〒895-1106 東郷町斧渕4490番地1	80	42-1106 FAX 42-0718	7:00~19:00
36	なかよしこども園	〒895-1502 祁答院町藺牟田295番地1	30	56-0033 FAX 56-0037	7:00~19:00

※定員は、2号認定子どもと3号認定子どものそれぞれの定員の合計です。

地域型保育事業

◆小規模保育事業所

番号	保育施設名	所在地	定員	電話	開所時間	連携施設
37	大 王 児 園	〒895-0062 大王町3番1号	1 9	22-3857 FAX 22-3957	7:00~19:00	青 山 幼 稚 園のぞみ幼稚園
38	中郷保育園	〒895-0072 中郷四丁目28番地1	12	20-7288 FAX 20-7288	7:00~19:00 (注1)	青 山 幼 稚 園 せいくんこども園 せんだい中央こども園
39	の び の び っ こ 保 育 園	〒895-0072 中郷四丁目95番地	19	22-8096 FAX 22-8096	7:00 ~ 20:00 (注2)	共 同 保 育 所 ひ ま わ り 園
40	チャイルドルーム・ マ ミ ィ	〒895-0074 原田町28番16号	1 2	29–3288 FAX 24–5777	7:00~19:00	さとのもり保育園
41	さくらんぼ保育園	〒895-0072 中郷四丁目211番地	19	22-0377 FAX 22-0377	7 : 00~19 : 00	共同保育所ひまわり園

(注1)…土曜は7:00~18:30

(注2)…平日の19:00~20:00は要相談、土曜:7:00~19:00、日祝日:8:00~19:00〈要予約〉

◆事業所内保育事業所

番号	保育施設名	所在地	定員※	電話	開所時間	連携施設
42	ちゅうりっぷ園	〒895-0005 永利町4000番地2	50	20-5770 FAX 24-0006	7 : 00~19 : 00	_
43	みくに大樟保育園	〒895-0061 御陵下町11番9号	1 2	22-3974 FAX 22-3575	7 : 30~19 : 00	みくに幼稚園 みくにキッズ保育園

※定員は、従業員枠と地域枠のそれぞれの定員を合計したものです。

※みくに大樟保育園の0歳児は「従業員枠」のみの受入となります。

◆へき地保育所

		7 7 7	3 771						
番号	保育施設名			保育施設名 所在地 定員		定員	電話	開所時間	
44	里	保	į	育	康	〒896-1101 里町里1900番地2	1 9	(09969) 3–2145 FAX (09969) 3–2170	8:00~18:00
45	下	甑	保	育	園	〒896-1521 下甑町青瀬382番地	1 9	(09969) 5-1117 FAX (09969) 5-1117	8:00~18:00

1	設	置者	社会福祉法人 藤花精舎		施設長名	押 野 慶 明	
Lіі	所	在 地	薩摩川内市白和町9番5号		電話番号	0996-23-4798	
内	定	員	90名		開所時間	7:00~19:00	回幾回
隣	品。		常勤保育士13名·非常勤保育士7名·	保育標準時間	7:00~18:00	1000	
1 休 66	城貝	員の状況	栄養士1名・調理員3名・事務その他4/	保育短時間	9:00~17:00		
保	その	他経費	延長保育料、体操服・帽子、園児服、副食		父母の会	無	
	保育方針	・わたくし、おわたくし、おわたとし、おりとりのよりとりのいます。選をいる、それる、それの、それの、それの、それの、それの、それの、それの、それの、それの、それの		主な年間行事(保育内容)	(奇数月) 誕生会(例 その他 交通安全	まつり、健康診断(1回目) その苗植え が、お楽しみ会(年長児) 観劇 2回目)、歯科検診 講、お遊戯会 、お別れ会、卒園式 保護者招待)、(毎月)避難訓練 全教室(年2回) 料指導(年2回)	、幼児体育

						初间凿作	平有导(年2四)
2	設	置	者	社会福祉法人 限之城福祉協会		施設長名	上 栫 久 伸
隈	所	在	地	薩摩川内市隈之城町1434番地		電話番号	0996-22-3619
一之	定		員	100名		開所時間	7:00~19:00
坂 保	之 域保保 定 員 100名 保育 職員の状況 育・栄養士1名・調理員3名・事務その他2を表して、事務をの他2を表して、事務をの他2を表して、事務を表して、事まを、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事を、まます。まます。まます もので、事を、まます。まます もので、事を、まます。 ままままままます もので、まままままままままままままままままままままままままままままままままままま					7:00~18:00	
屋				1122名	保育短時間	9:00~17:00	
丞 				帽子	父母の会	有(会費300円/月)	
	保 一人ひとりの子どもが自ら成長する力を信		主	主 4月 入園式 10月 秋の遠足・健康康記 5月 芋植え・健康診断・子どもの日の 11月 芋掘り			
	で、現在を最もよく生き、将来の生きる力を培うと共に、保護者や地域の子育でを支援する。 【保育目標】 「なかよく がんばる すなおな子」 【目指す子ども像】 方 「心豊かでたくましく生き、自立・自律できる子			主な年間行事(保育内容)	集い 6月 お泊り保育・歯科検 7月 プール遊び・夏ま 9月 運動会	12月 保育参加・おゆうぎ会 診・保育参観 クリスマス会・もちつき	
	方	ども	」 言葉	1	保育内容	*随 時:園外保育	(5 歳児保護者招待)・体操教室・避難訓練 ・クッキング・絵本のひろば の・リズム体操・地域行事参加
	針	「わ	くわく	<u>-</u> 登園 にこにこ降園」 			かりへム体操・地域行事参加 全教室・訪問歯科指導

	⊐ n,	Ⅲ ₩	+1 V f=+1 /1-1		14 3n = 4	ıı. ı →
3	設	置者	社会福祉法人 永利福祉協会		施設長名	丸 山 博 三
永	所	在 地	薩摩川内市百次町1069番地22		電話番号	0996-22-5620
	定	員	90名		開所時間	7:00~19:00
怪	形形 巨	日本と日	常勤保育士 12 名·非常勤保育士4名·看護師1名·	保育補助	保育標準時間	7:00~18:00
 	職員の状況		員3名・栄養士1名・調理員4名・事務その他2名	員3名・栄養士1名・調理員4名・事務その他2名		9:00~17:00
	その	他経費	延長保育料、給食(副食)費、園児服 体操服、帽子等	`	父母の会	有(会費300円/月)
	保			主な	4月 入園式 5月 健康診断・親子一日	9月 祖父母交流会 10月 敬老大運動会・健康診断 11月 地区コミュニティ祭り・芋堀り
	育 (有事や遊 (方事や遊 (力事である) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本		で仲良く遊べる子 的で安心できる環境の中で、いろいろな 遊びを体験し、健康な体、感性豊かな		6月 創立記念日・歯科検 保育参観・施設訪問 7月 七夕(祖父母交流) プール遊び・夏祭り	
			やりの心、がまん強い心、がんばる心		8月 夕涼み会	3月 ひな祭り・卒園式
			また。 園庭でのびのびと過ごせるのが魅力で	容		康・英語教室・体育教室・絵画の日 ∂・野菜植え・クッキング・交通安全教室

4	設	置	者	社会福祉法人 川内ハチス福祉会		施設長名	加藤智子
	所	在	揖	薩摩川内市小倉町605番地3		電話番号	0996-22-2461
涼	定員			70名		開所時間	7:00~19:00
怪	形光	3 001	口公社	常勤保育士10名·非常勤保育士9名·		保育標準時間	7:00~18:00
清涼保育園	邦联 	員の 料	人化	栄養士1名・調理員3名・事務その他4名		保育短時間	8:30~16:30
	その他経費 延長保育料、副食費、園児服、体操 子等				服、	帽父母の会	有(会費250円/月)
	保	浄:	上真宗	その教えを拠り所とした「まことの保育」を	主	4月入園式・花まつり) 11月お遊戲会
	.,.	保育指針として、心の優しい感受性豊かな子ども				5月親子遠足	子ども報恩講
	育	を育てる		ことを目標としています。	主な年間	6月保育参観・プール	ル開き 12月餅つき大会
	H	•仏	さまに	三手を合わす子ども		7月七夕の集い	1月凧あげ
	+	・あり	りがと	うといえる、心豊かな子ども	争(促	8月お泊まり保育(年	長児) お店屋さんごっこ
	方	・お	話しを	とよく聞き、創造し、表現する子ども	育	10月運動会	2月レストランごっこ
		・な;	かよく	し、仲間と共に育ち合う子ども	行事(保育内容)	遠足	3月お別れ会・卒園式
	針	• \ \	のちの	D大切さを感じられる子ども	(†)	·誕生会·体操教室	・避難訓練・交通安全教室

5	設	置者	<u>.</u>	社会福祉法人 西方福祉協会		施設長名	中野希美
西	所	在地	Į.	薩摩川内市西方町2605番地1		電話番号	0996-28-0049
風園	定	ļ	Į	20名		開所時間	7:00~19:00
遠	職員の状況		뮸.	常勤保育士2名·非常勤保育士5名 栄養士兼調理員1名·非常勤調理員1:	名	保育標準時間	7:00~18:00
	非常勤事務員1名				Н	保育短時間	8:30~16:30
	その他経費 副食費、延長保育料、園児服、体操服 子等			明6、「	型父母の会	有(会費400円/月)	
	保「身体はよりたくましく、心はよりやさしく」		,	4月 入園式・進級式 11月 親子遠足・西方まるごと 5月 遠足・健康診断・芋の苗植え 健康診断			
	育	○創造 ★給食)身体の丈夫な子ども ○心の明るい子ども)創造できる子ども ○友達と楽しく遊べる子ども な給食で <u>無添加調味料</u> を使用。 <u>週2回玄米給食(満3</u> 歳以上)を実施。		主な年間行	6月 保育参観・育児講 7月 海水浴・引き渡しま お泊り保育	座・歯科検診 12月 おゆうぎ会・クリスマス会・ 崩練・ 餅つき 1月 初詣・たこあげ・焼き芋
	方	★異年 一緒 ちを	齢に済		行事(保育内容)	8月 七夕祭り・そうめん 総合訓練 9月 世代間交流保育 10月 運動会(地区合同	総合訓練 3月 ひなまつり・お別れ遠足・
	針			方海水浴場へ海水浴に出かけます。 はに子どもの育ちを見守ります(合同行事)。	谷		k操教室・和太鼓・避難訓練・交通安全教室 交流(年長児)・保育参加

						1,110	人//iii(大/L/		
6	設	置	者	社会福祉法人 川内東福祉協会		施設長名	竹原美智子		
	所	在	土	薩摩川内市中村町7126番地2		電話番号	0996-29-2714		
さ	定		員	50名		開所時間	7:00~19:00		
あさひ保育園	職員の状況		二、4	常勤保育士8名•非常勤保育士7名		保育標準時間	7:00~18:00		
育園			人 <i>()</i> L	栄養士1名・調理員1名・事務その他2	士1名・調理員1名・事務その他2名		9:00~17:00		
	その)他約	圣費	延長保育料、副食費、園児服、体搏子等	脚、「	型父母の会	有(会費200円/月・世帯)		
	保	保 ○みんなと仲良く生きる力を育てる。			主な	4月 入園式 12月 おゆうぎ会・クリスマス会 6月 がらっぱまつり(小学校との交流) 1月 関ス際共 会児書館			
	○心身ともに健康な子どもを育てる。 ○自主性を持って頑張る子どもを育てる。 少人数の特性を活かし職員全体で連携をとり ながら、子どもたち一人ひとりの育ちを大切に			主な年間行事(保育内容)	7月 保育参観・お楽1 9月 祖父母ふれいか会 10月 運動会 11月 親子遠足				
	ち合え		子ども	・育を実践。 もたちを通して、職員と保護者が共に育 ・える保育園でありたいと思います。		*毎月実施 避難訓練 *給食に胚芽米・無添	・お誕生会・体操教室・えいご教室 加調味料使用		
	針				:)	*クッキング(味噌づく)	り、うどんづくり、おだんご など)		
				_					

7	設	置者	社会福祉法人 高城福祉協会		施設長名	内 野 久 子
高	所	在 地	薩摩川内市高城町1445番地	電話番号	0996-30-2920	
城	定	員	70名		開所時間	7:00~19:00
高城保育園			常勤保育士8名•非常勤保育士9名		保育標準時間	7:00~18:00
園	職員	員の状況	非常勤看護師1名・栄養士2名・調理 子育て支援員3名・事務その他2名			8:30~16:30
	その他経費 延長保育料、副食費等、遊び着、体帽子等			操服	父母の会	無 ■
	保	保 豊かな心と健康な身体をもった子どもを育てる			4月 入園式	11日 松豆立ル奴 めきい
	○思いやりのある子 ○素直で積極的な子 ○何でもよく食べ、たくましい子 ○友達と仲良く元気に遊べる子			主な年間行事(保育内容)	4月 入園式 5月 親子遠足 6月 親子であるに 7月 七夕フェスタ 10月 スポーツフェ 親子遠足 寺	2月 税丁み(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)
	方針	どもの仕 を実施し	· · ·	(保育内容)	毎月 避難訓練・ショップラミング教 *体育教室(年36 *ピーマントマト教	任会 室(年3回) *わらべ歌(年4回) 可) *英語であそぼう(年12回) 室・発達相談(年12回・随時)
	針	食物アレ	ルギー可(要相談)		かし マンドマド教	土 元是何吹(十12周7週时)

	,						
8	設	置者	社会福祉法人 育英福祉会		施設長名	栫 園 絵	
育	所	在 地	薩摩川内市中郷四丁目187番地		電話番号	0996-22-3467	
英	定 員 120名				開所時間	7:00~19:00	
堡	職員の状況 常勤保育士16名・非常勤保育士11名・栄養士1名・調理				保育標準時間	7:00~18:00	
8育英保育園	城 	₹の状況	事務その他3名・支援センター5名・保育補助2名		保育短時間	9:00~17:00	
	その他経費			腿、巾	1 父母の会	有(会費300円/月)	
	保				4月入園式	10月 運動会	
	↑			主な年間行事(保育内容)	5月 保育参観 6月 健康診断・歯科検診 バケツ田んぼ 7月~8月 プール遊び・ お楽しみ会・校区夏・ 長寿会との交流 9月 人形劇鑑賞・祖父母	もちつき・施設訪 1月 お店屋さんごっこ 祭り参加 2月 豆まき 3月 ひなまつり・お別よ 参観 卒園式	では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般
	針	みんなで	で一緒に楽しみながら子育てを!!	内容		避難訓練・幼児体育教室(3 字教室(5歳)・英語教室(3歳 F3回)	

針			(i)			改 * ○ // / / / / / / / / / / / / / / / /
設所定職員	置者在地員の状況		士1名・	施設長名電話番号開所時間保育標準時間	赤石明仁 0996-23-2552 7:00~19:00 7:00~18:00	
調理貝4名・事務での他2名),	父母の会		
体操服および帽子等		主な年間行事(保育内容)	6月保育参観・育児講座 歯科検診 7月~8月 ブール遊び・年長夏祭) ・保育相談・引き渡」訓練 9月 絵手紙交流・ 祖父母参観・ 運動 会	11月 健康診断・世代間交が 12月 お遊戲会・クリスマス・ 1月 凧がげ 2月 豆まき 3月 ひなまつり・お別仇会・ 卒履式	されたつき	
	設所定職 そ 保 育	設所定 電子 で表し、 で表し、 で表し、 で表し、 で表し、 で表し、 で表し、 で表し、 で表し、 で表し、 で表し、 で表し、 できまし、 できます。 できまする。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できまする。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できまする。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できまする。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できまする。 できます。 できます。 できます。 できまする。 できます。 できます。 できます。 できます。 できまする。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できまする。 できます。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できます。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できる。 ・ できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 ・ できる。 できる。 ・ できる。 ・ できる。 ・ できる。 ・ できる。 できる。 できる。 できる。 ・ できる。 ・ できる。 ・ ・ できる。 ・ できる。 ・ できる。 ・ ・ できる。 ・ ・ ・ で 。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	設置者 社会福祉法人 平佐福祉会 所在地 薩摩川内市平佐町3879番地2 定 員 100名 職員の状況 常勤保育士11名・非常勤保育士11名・栄養調理員4名・事務その他2名 その他経費 延長保育料、給食費、園児服(制服体操服および帽子等 保 キャッチフレーズ 「楽しさと感動・笑顔いっぱい 平佐保育園」 〇子どもが健康・安全で情緒の安定した生活の中で伸び伸びと生活できる環境を用意し、「明るく素直で元気な子」を育てます。 ○基本的な生活習慣を養い、豊かな体験を通して感性や創造性の芽生えを培い、『たくましく生きるカ』を育みます。	武 置 者 社会福祉法人 平佐福祉会 所 在 地 薩摩川内市平佐町3879番地2 定 員 100名 職員の状況 常勤保育士11名・非常勤保育士11名・栄養士1名・調理員4名・事務その他2名 その他経費 延長保育料、給食費、園児服(制服)、体操服および帽子等 保 キャッチフレーズ 「楽しさと感動・笑顔いっぱい 平佐保育園」 ○ 子どもが健康・安全で情緒の安定した生活の中で伸び伸びと生活できる環境を用意し、「明るく素直で元気な子」を育てます。 ○ 基本的な生活習慣を養い、豊かな体験を通して感性や創造性の芽生えを培い、『たくましく生きるカルを育みます。	計学であるとでは、「たくましく生きる力」を育みます。 ② 間にはいる。 またいのではいる。 またいのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	計

10	設	置者	社会福祉法人 隈之城福祉協会		施設長名	岩 月 優 子	
	所				電話番号	0996-25-3324	
П	定	員	90名	開所時間	7:00~19:00	回幾回	
青山保育園	1004年	員の状況	常勤保育士15名·非常勤保育士3名·調理員	6名•子	保育標準時間	7:00~18:00	
育	柳月	₹ V21/1/10L	育て支援員5名・看護師1名・事務1名		保育短時間	8:30~16:30	回蒸機箱
風	その	他経費	延長保育料、体操服、帽子等、副食	父母の会	有(会費400円/月)		
	保育	☆ 食べ ☆ あそえ 明るく安	がんばる すなおな子」を保育の目標に。 る(食を楽しむクッキング・野菜作り) ぶ(自然の中で体力づくり・友だちづくり) る(感動体験(和太鼓他)・学ぶ楽しさ) 心できる環境、地域の見守りの中で、豊かな心と っぱい逞しく生きる力、自立に向けた基盤作り、	主な年間行事	6~9月 お泊り保育(歯の衛生指) 10~11月 親子バス遠見 12~1月 クリスマス会 2~3月 豆まき大会・	尊・プール・運動会・夏まつり	
	明る〈安/ 方 元気いっ 子育て3		がほい、ほとく生さるが、日立に同じた基盤にか、 を接に努めます。 ら学び、一緒に子育てを楽しみましょう!!	育内容)	リトミック・発 ★随時:絵本の読み	び・お茶のおけいこ(年長児)・ 達相談・音楽療法 聞かせ・子どもクッキング・和太 ・保育参加・交通安全教室・訪	. 鼓•

┃11 設 置 者 社会福祉法人 ひまわり会			
11 以 區 日 红云佃址伝入 いよりり云	7 子		
【 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5-4522		
	9:00 • 34:		
丘 常勤保育士 18 名・非常勤保育士 5 名・ 保育標準時間 7:00~18	3:00		
保 職員の状況 栄養士2名・調理員2名・事務その他8名 保育短時間 9:00~17	7:00		
清水 定 員 80名 開所時間 7:00~15			
一「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」			
保 の 3 1 1 4月 入園式 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	月 芋掘り		
│	親子一日バス遠足		
	月 お遊戯会		
	もちつき大会		
	お別れ遠足・卒園式		
方 決め、自分で行動できる子に) 保 10月 稲刈り・KIYOMIZUフェス	10月 稲刈り・KIYOMIZUフェスタ・ありがとうの日		
育園生活を楽しみながら、一人一人のペースを大 容 年6回:かくわく会 年2回:交通安	(全教至		
一 団にその子の成長を応援していきましょう。 年1回:3,4,5歳保育参加			

12	設	置者	社会福祉法人 隈之城福祉協会		施設長名	鈴 木 清 美	
	所	在 地	薩摩川内市勝目町5315番地71		電話番号	0996-20-2243	
習	定	員	90名		開所時間	7:00~19:00	
保	形比	1の出の	常勤保育士16名·非常勤保育士9名·看護師	i1名栄i	& 保育標準時間	7:00~18:00	经证
勝目保育園	城 	員の状況	士1名·調理員5名·事務員1名·支援員2名		保育短時間	8:30~16:30	
風	その)他経費	延長保育料、体操服、遊び着、帽子 食費	等、副	り 父母の会	有(会費300円/月)	
	「共に" 1 自然体験 を育む。 2 地域との 3 健康と安 方 がかるで・ げんきで・		を育園の保育方針 育つ子ども・親・保育者」 のもとで創造性を発揮させ、おおらかで感性豊かな人間性 交流及び家庭との連携のもと、社会生活の基礎を育む。 全を基本に、生きていくための基礎力を育む。 き育園の保育目標 いつも笑顔で、友達と仲良くできる子どもを育てる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	主な年間行事(保育内容)		11月 芋掘り 効会 12月 お遊戯会・餅つる ~2月 親子陶芸 1月 親子クッキング 3日 節分	足•卒園式 /ス

13	設	置者	社会福祉法人 麦の芽福祉会		施設長名	愛 甲 明 実	
	所	在 地	薩摩川内市中郷町5629番地		電話番号	0996-25-1528	
一台	定	員	80名	開所時間	7:00~19:00	回鱗回	
保	1134: 1	 うの状況	常勤保育士 12 名•非常勤保育士 9 名•栄養士1	└名•	保育標準時間	7:00~18:00	深刻
	相联员	₹ V 7 1/1 (/L	調理員3名・園長副園長主任各1名・事務その他3名		保育短時間	9:00~17:00	
171 7 k	その)他経費	延長保育料、散歩用帽子、給食費等		父母の会	有(会費300円/月)	
共同保育所ひまわり園	保育方針	2.子ども同士 3.自然と親し。 4.手仕事、労 ○子どもたち を認め合い	っているカ(個性・可能性)を、引き出していく保育。 の関わりあい、育ちあいを豊かに広げていく保育。 み、自然と遊び自然との一体感を大切にした保育。 働を生活の中に取り入れ、生きることにつなげていく保育。 が一日遊び暮らすことができることを保障しながら、お互い 、、信じあいながら育ちあっていく集団作りをめざします。 育て」を支援します。	主な年間行事(保育内容)	※誕生会、避難訓	3月 お別れ遠足 掘り ・歯科検診年1回・保育参加年	• 卒園式

14	設	置者	社会福祉法人 愛育会		施設長名	宮後博行	
	所	在 地	薩摩川内市永利町4134番地1		電話番号	0996-20-8151	
さと	定	員	70名		開所時間	7:00~19:00	回数回
の	啦旨	まの出温!	常勤保育士 20 名·非常勤保育士 4 名·准	看護士	1 保育標準時間	7:00~18:00	
もり	職員の状況		名・栄養士1名・調理師3名・事務その他7名		保育短時間	9:00~17:00	
り保育園	その)他経費	給食費(2号)、延長保育料、体操服帽子等	`	父母の会 有(会費300円/月)		
	保育方針	・士と水とさいであれて ・じぶんで "日々の ではのて 目指し、	やってみよう!(意欲) おひさまはお友だち(自然) できるよ じぶんできめるよ(自立と自律) 暮らし""あそび"を大切に、季節なら かと手間を大事にする暮らしの保育を 保護者も保育者もまざりあって助け合 いおうちのような保育園をめざします。	な年間行事(保育内	夏 プール・川遊び 秋 お泊り保育・芋 冬 わいわいフェス 節分・さとのもり 毎月:誕生会・過	プフェス・芋植え・田植え・梅干 ド ・掘り・味噌作り・稲刈り・親子- ス・焼き芋大会・干し柿・もちつ 絵画展・卒園式 ・ 葉難訓練・運動遊び・発達 (月1回土曜日弁当の日)	-日遠足 き :相談・

15	設	置者	社会福祉法人 大村福祉会		施設長名	北 畠 憲 明	
大	所	在 地	薩摩川内市祁答院町下手3001番地	<u>†</u> 2	電話番号	0996-55-0126	
弁	定	員	30名		開所時間	7:00~19:00	回湖回
保	職員の状況		常勤保育士4名·非常勤保育士8名·保育補助1	l名·栄	養 保育標準時間	7:00~18:00	開業等
村保育園			士1名・調理員3名・事務その他1名		保育短時間	9:00~17:00	
	その)他経費	給食費等、延長保育料、体操服、帽	子他	父母の会	有(会費250円/月)	
	保育方針	その他経費 給食費等、延長保育料、体操服、帽子保 ★豊かな自然環境の中で、情操教育を育 み心身の調和的発達を図り、ひとりひとりの 幼児が幸せな生活のできるいしずえを築 く。 ★まことの保育「命の尊さ、生き合うことの尊		主な年間行事(保育内容)	夏 お楽しみ会 秋 運動会・敬 冬 お遊戯会・食 ★年間を通して 異年齢児交済 教室(専門講師 1回)・お誕生会	命分・親子遠足・雛祭り・	卒園式 動・スポーツ 専門講師月 クッキング

16	設	置者	学校法人 押野学園		施設長名	田原慎也	
世	所	在 地	薩摩川内市平佐町3590番地2		電話番号	0996-20-1280	
ん	定	員	50名[2号•3号]、210名[1号]		開所時間	7:00~19:00	回然回
だ	17世 月	員の状況	保育教諭 47 名・子育て支援員/保育	補	保育標準時間	7:00~18:00	泛连。
に	1取	きの状化	助 11 名•栄養士/調理 8 名•他 8 名		保育短時間	8:00~16:00	
幼稚園	その	他経費	給食費、延長保育料、特定負担額 教材費、制服·体操服等	、個人	父母の会	無	
	保育方針	びを接して を選しるは 大を選えるで、 大を見して、 大を見り、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	は、こどもの意欲と主体性を大切に、遊てこども一人ひとりの個性に応じた発達をいきます。こども達が「明日も行きたい!」 呆育や、豊かな自然環境の中での保育を考える・協力する・思いやる気持ちなどの助します。 学を実施しています。園の方針や費用い込前に必ずご確認ください。(詳しく	主な年間行事(保育内	夏:お泊まり保育 秋:秋祭り・芋掘り 冬:生活発表会も、なわとびチャレ *お誕生会、遊	られあいデイ・運動会・田柏・稲刈り ・稲刈り ちつき・リレー大会・ レンジデイ・お別れ会・卒園 ・難訓練は毎月行います な教えに基づいた仏参る	式

17	設	置者	学校法人 石原学園 施設長名 島 谷 晶 子	
	所	在 地	薩摩川内市青山町4194番地 電話番号 0996-20-077	5
一品	定	員	60名[2号·3号]、120名[1号] 開所時間 7:00~19:00	
幼	職員の状況		常勤保育教諭23名•非常勤保育教諭19名•栄養 保育標準時間 7:00~18:00	222
			* ±2名·調理員4名·事務その他6名 保育短時間 8:30~16:30	
图 幼	その)他経費	, 預かり保育料、体操服、体操帽子、個人専用教材費、 行事参加費(満3歳以上)、副食費等	
連携刑	保	●健康で	く・かしこく・たくましく」をモットーに で安全な生活習慣を身につける。 かを守り、みんかで仲良く遊ぶ	
青山幼稚園[幼保連携型認定こども園]	育	●自分で)を守り、みんなで仲良く遊ぶ。	三長児)•
ども園]	方	を教育力 育の基础	方針として、義務教育及びその後の教 保 3学期 知能テスト(年長児)・買い物体験(節分の行事・就学前個人面接(希 一音楽発表会・卒園式	年長児) 望者)
	針		領に従って発達に即した保育・教育を 容 毎月の行事 お誕生会・避難訓練 建全な育成に努めます。	

10	設	置者	学校法人 西薩キリスト教学園 施設長名 日下部 遣志
18 の	所	在地	薩摩川内市大小路町54番16号
で	定	員	105名[2号·3号]、45名[1号] 開所時間 7:00~19:00
み			常勤保育教諭・保育士27名、非常勤保育教諭2名、 保育標準時間 7:00~18:00
幼 稚 園	職員の状況		子育て支援員 10 名、栄養士 3 名、調理師 3 名、 看護師 1 名、事務その他 6 名 保育短時間 8:00~16:00
图[幼星	その	他経費	延長保育料、帽子、給食費、行事費、体操服(3歳児以上)、個人教材費、施設費(1,000円/月)など
幼稚園[幼保連携型認定こども園]	保育方針	児期に 保育環 あげてい 〇子ど 〇あそ	することよりも「感じること」が大切な乳幼 ふさわしい愛と希望と自由があふれる 境・子育て環境を保護者と共につくり いきます。 ひとりの主体性を尊重する っと愛をわかちあう びを中心とする 見えないものを大切にする

19	設	置者	学校法人 鹿児島純心女子学園		施設長名	坂 元 伸 子	
	所	在 地	薩摩川内市隈之城町1001番地		電話番号	0996-23-6168	
児島	定	員	70名[2号·3号]、110名[1号]		開所時間	7:00~19:00	回然於回
純	10公 月	日本名	保育教諭 37 名•管理栄養士1名•栄養士1名		保育標準時間	7:00~18:00	
造	収	員の状況	調理員3名・事務その他5名・バス運転手4名	5	保育短時間	8:30~16:30	
子附属純	その	他経費	延長保育料、体操服、制服、帽子、 教育充実費、給食費(1·2号)		父母の会	有(会費500円/月)	
鹿児島純心大学附属純心幼稚園	保		人々にも喜ばれる人を育てます。 されていることを共によろこび、感謝し、その神様の	主な年	4月 入園式 5月 親子遠足 6月 保育参観	10月 聖母行 列 11月 七五三 12月 クリスマン	
[幼保連携型認定こども園]	育士	77 1 1 2 2 3 3 4 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1			7月 スイカわり	7月 スイカわり 1月 餅つき 8月 スペシャルデー 2月 縄跳び・ドッジ ボー	
定こども園]					8月 スペシャルデー 2月 縄跳び・バッジボール大会 9月 芋ほり・運動会 3月 お茶会・卒園式 *モンテッソーリ教育方法を導入 *毎週、体操教室 *クッキング・野菜作り		

20	設	置者	社会福祉法人 諏訪福祉会		施設長名	帯田康子	
<u> </u>	所	在 地	薩摩川内市御陵下町19番5号		電話番号	0996-22-2764	
冶	定	員	165名[2号•3号]、15名[1号]		開所時間	7:00~19:00	回幾回
す	11分 5	職員の状況			栄 保育標準時間	7:00~18:00	機器
セ	城 	■の状況	 士2名・子育て支援員6名・調理員4名		保育短時間	8:30~16:30	
ごども園	その他経費		預かり保育料(1号)、延長保育料、体操服・帽 材費、送迎費(1号)、給食費(1・2号)等	子代、	数父母の会	有(一子目300円・二子目から20	00円)
	保 私たちは、一人ひとりの個性を大切にし、遊びや生活の中でのびのびと成長できる保育をめざしていま			主な年	4月 入園式 5月 運動会	12月 クリスマス発表 1月 マラソン大会	
[幼保連携型認定こども園]	育	て育ちを	っしさを大切にし、輝けるように育てます。 らの、人との出会いなど、豊かな環境を通し 広げます。	年間行事(保育内容)	7月 七夕祭り 8月 お泊まり保育(5歳児 9月 お月見会&お楽し		-(5歳児)
ども園]	方針	・友だちや先生との関わりを大切にし、心を育みます。 ・健康で安全に過ごせる毎日を守ります。 ・乳幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、「遊びこむ子ども」の育成を目指します。			※毎月行事 誕生会、避難訓練、交通教室等々 ※延長保育・一時預かり・地域子育て支援・放課後児童ケラブ・ 病児・病後児保育・コワーキングスペースも行っています。		

	_		_						
21	設	置者	至	社会福祉法人 岡野会		施設長名	岡野龍信		
19	所	在地	担	薩摩川内天辰町1866番地1		電話番号	0996-24-8181		
ぼ	定	定 員 70名[2号·3号]、15名[1号]				開所時間	7:00~19:00	回線回	
ん	中の少さ			園長1名・保育教諭25名・管理栄養士2名	, 1	保育標準時間	7:00~18:00	50E-05	
. –	職員の状況		九	調理師2名·事務員1名		保育短時間	9:00~17:00		
こども園[幼	その他経費			体操服・スモッグ(以上児)、帽子代、延長保 給食費(1・2 号)、預かり保育料(1 号)、 スイミング会費(年長・年中児)	:育料、	父母の会	無		
保連携	保			一人一人が生まれて良かった、	主な年	春 入園・進級式・はなまつり・遠足 夏 七夕・みず遊び・なつまつり 秋 運動会・保育参観・焼きいも会			
型認定	育	生きてよかった(自己肯定感)の思いを育てる ○生きる力を育てる ○親を愛し、家族を愛し、人をも慈しむ 優しさを育てる ○職員・子供・保護者全員の慶びと温もりを育てる			間 行	冬 お遊戯会・保	☞観・焼さいも会 育参観・お別れ会・卒園修了 こ親子活動を実施	式	
[幼保連携型認定こども園]					事(保育内容)	[毎月の行事] 避難訓練・誕生会・身体測定・内科健診(年2回)・歯科(回)・スイミング、ダンス、スポーツ、リトミック(月2回、専門 る)・交通安全教室・食育活動(不定期)			

22	設	置者	学校法人 新田学園		施設長名	種子田香代	
22 み	所	在 地	薩摩川内市御陵下町11番9号		電話番号	0996-22-3974	
Ιζ	定	員	90名[2号·3号]、15名[1号]		開所時間	7:00~19:00	
ΙÈ	職員の状況		常勤保育士11名·非常勤保育士5名·幼稚園教	対 諭 2 名	- 保育標準時間	7:00~18:00	
キ			子育て支援員3名・調理師4名・事務その他9名		保育短時間	7:00~15:00	回鄉城
ツブ	その他経費		カラー帽子(3歳児以上)、体操服代(2 歳児り	以上)、,	刊		
保			品代、延長保育料、主食費(2 号)、副食費(2	号)、	質父母の会	無	
育			かり保育料(1号)、給食・食材費(1号)				
	保	〈保育理	念〉 		4月 入園式	11月 七五三詣	
保		園児が将 芸生うたも	来、円満なる社会人となり得る能力と体力と品性の うことを目的に、神社神道の基本的な精神である、		6月 御田植祭(年月7月 夕涼み会(夏)	越祭) 1月 お遊戯会	
易		清く・正しく	・明るく・素直な子どもたちを育成することを保育理	主な年間	お泊まり保育((年長) 2月 節分豆ま	き
퓇	育	念としてお 〈特長〉	ります。	間 行	10月運動会3歳 末満界育参観	児以上) 3月 親子遠足 (0•1•2歳) お茶会(年	
定		新田神社	の豊かな自然の中での運動あそび等による「動」の	事	稻刈(年長)	卒園式・:	お別れ会食
دُ ل	方	保育と、畳	で行うお作法や神社行事に参加する「静」の保育を	事(保育内容)	毎日9時期以上は	新田神社の322段の階段をあ	がり神社会拝
t t	** 融合しなかり		ら、自ら考え、自ら気づき、自ら行動することを尊重 けでなく「過程」を重視することで、社会性や躾、自	内内		隔月にお誕生会兼保育参観	
園	71	信を養いす	す。	容	び・11月にはLaq博	計と年長児の交流があります。	
	針	また将来を	見据えて社会性や作法も大切に伝えていきます。		護者お手伝いは分技	旦・募集制です。	

_	,						
23	設	置者	社会福祉法人 高江町福祉会		施設長名	成松まつみ	
当	所	在 地	薩摩川内市高江町1875番地		電話番号	0996-27-2225	
高江	定	員	50名[2号·3号]、15名[1号]		開所時間	7:00~19:00	回滅:回
[三	1440年	3 W 11 M	保育教諭7名•非常勤保育教諭等6年	<u> </u>	保育標準時間	7:00~18:00	
ど	職員の状況		栄養士1名·調理員1名·事務員1名		保育短時間	8:30~16:30	
こども園[は	その	他経費	延長保育料、体操服、帽子、 給食費等(1·2号)、教材費		父母の会	有(会費420円/月)-	・子のみ
[幼保連携型認定こども園]	保育方針	に少人数 然や地域 ましい子 とことん	な子 やさしい子 がんばる子」を目標 飲ならではの家庭的な環境のもと、自 或の人々との交流を通し心豊かなたく どもに育つように努めています。 し遊び、一人一人の子どもが安心して る保育環境づくりを心がけています。	主な年間行事(保育内容)	学研教室・サッカ	10月 芋掘り・一日遠足 11月 劇団観劇会 12月 お遊戯会・クリスマ 1月 もちつき大会 3月 お別れ遠足・卒園記 英語教室 食育の日・クッキ 一教室(年長児:2回/月) 数室(会員制 3~5 歳児)	t

24	設	置者	社会福祉法人 諏訪福祉会		施設長名	帯 田 英 児
Г <u>лі</u>	所	在 地	薩摩川内市中郷三丁目327-1		電話番号	0996-24-8400
内す	定	員	90名[2号·3号]、35名[1号]		開所時間	7:00~19:00
わ	職員の状況		保育教諭 35 名•看護師 3 名•管理栄養士 2	2 名・	保育標準時間	7:00~18:00
	邦联	見り(人)化	栄養士1名・子育て支援員3名・調理員3名		保育短時間	8:30~16:30
こども園	その他経費		預かり保育料(1号)、延長保育料、体操服・帽子作材費、送迎費(1号)、給食費(1·2号)等	服・帽子代、教公司の会有(一子目300円・		有(一子目300円・二子目から200円)
R SECOND [幼保連携型認定こども園]	保育方針	子どもにと たちいたい (保育のと 大切にして 成感や小	コンセプト)全く新しいこども園の"カタチ" いて、保護者にとって、そして地域にとって、私 者にとってもワクワク・ドキドキがあふれるこども園 、そんな思いで保育を行います。	王な手間庁事(呆育内)		育研修会~ 学びの日~公開保育研修会~ 長) 2月 音楽の祭典 思い出ツアー(5歳児)

25	設	置者	社会福祉法人 清流福祉会		施設長名	高山正徳			
	所	在 地	薩摩川内市田崎町206-1		電話番号	0996-29-5101			
さつ	定	員	60名[2号·3号]、15名[1号]		開所時間	$7:00 \sim 19:00$			
ま	11212	日本の門	保育教諭 21 名·管理栄養士 1 名·栄養士 1	名·調理	保育標準時間	$7:00 \sim 18:00$	96		
川内	4耿	員の状況	員1名・子育て支援員1名・事務その他6名		保育短時間	8:00 ~ 16:00			
_	その他経費		給食費(1·2 号)、延長保育料、帽子代(希望者) その他保護者が利用する費用(遠足交通費等		父母の会	無			
ごども園	保 園の特色として ①担当制(0・1歳児) 特定の大人との信頼関係作り				春…親子ふれあい会 夏…七夕、プール遊び、泥んこ遊び、自然体験				
[幼保連携型認定こども園]	がしても土田か到旧期 切当保会土し1分1の関わり			年間行	冬…お餅つき、劇団 卒園式 ※年中行事 わらべうた遊び、	3月見、親子バス遠足、音楽鍋 引鑑賞会、学びの発表会、ひた 昔話の日、積み木遊び、保 安全教室、歯科指導	は祭り、		
園	針	びや活動を見つけて、それを発展させていく保育に 取り組んでいます。保護者やお友達と遊びを提案し あったり、協力をもらったりして、お互いに遊びや活 動を探究しながら学んでいます。			◎季節毎の食材(! 調味料を使用、	ダエ教主、国行相等 野菜や果物等)、玄米ご飯・ 黒毛和牛、黒豚やキビナゴ 食事やおやつを提供してい	等 地産地		

26	設	置者	社会福祉法人 青山福祉会		施設長名	新福博文	
世	所	在 地	薩摩川内市平佐町2843番地1		電話番号	0996-20-1123	
[,	定	員	45名[2号•3号]、15名[1号]		開所時間	7:00~19:00	回綴回
	正 分: □	1 の生活	常勤保育教諭10名•非常勤保育教諭3	名•	保育標準時間	7:00~18:00	筹整
6	掫り	員の状況	栄養士1名・調理員3名・事務その他2名	ı	保育短時間	8:30~16:30	回外数
	その	他経費	預かり保育料、体操服、体操帽子、 個人専用教材費、行事参加費(満3歳以上)、副食費等		父母の会	無	
園 幼保	保	「あかる <i>、</i> モットー	く・かしこく・たくましく」を に	主な	プール遊	遠足・参観日・七夕・ ∵び・夏祭り 会・運動会・	
連携型認	育	●きまり:	で安全な生活習慣を身につける。 を守り、みんなで仲良く遊ぶ。 で工夫、創意する。	年間行	おかいもの お餅つき	ム こうが ひごっこ・動物園遠足(年長 大会・お遊戯会 〈年長児・買い物体験(年	
Jども[][幼保連携型認定こども園]	●自まりでできまっている。 ●明るく豊かの基本を教を基礎によっている。		豊かな感謝の心をもつ。 5針として、義務教育及びその後の教 楚を培えるように、認定こども園教育・	主な年間行事(保育内容)	節分の行 音楽発表:	事・就学前個人面接(希望 会・卒園式	者)
	針	保育要領	質に従って発達に即した保育・教育を 全な育成に努めます。	容	毎月の行事 お談	匹土会•姬舞訓練	

27	設	置者	社会福祉法人 岡野会		施設長名	岡野 渓	
	所	在 地	薩摩川内市天辰町 74 AITOWN 天辰集合信	主宅1階	電話番号	0996-24-8811	
 こ	定	員	40名[2号•3号]、15名[1号]		開所時間	7:00~19:00	
تخ	10分	1の単河	常勤保育教諭14名•非常勤保育教認	俞	保育標準時間	7:00~18:00	
も	職員の状況		3名・調理員3名・事務その他3名		保育短時間	9:00~17:00	首為表籍
图 幼保	その	他経費	延長保育料、体操服、帽子、給食費(3歳 教材費、サブスク費(希望者のみ)等			無	
愛こども園[幼保連携型認定こども園]	保育方針	(自己肯定 ○生きる: ○人を愛 ○子供・但 理念と目 のなかで	人一人が生まれて良かった、生きてよかった (感)の思いを育む 力を育む し、命を慈しむ優しさを育む 保護者・職員全員の慶びと温もりを育む 票を柱に、スマート化やゆとりあるクラス体制 、子供たちの気持ちを受けとめながら主体 肯定感を育む保育・教育に取り組んでいま	主な年間行事(保育内	夏 七夕まつり・ 秋 運動会・保育 冬 お遊戯会・お [毎月の行事]誕生 ツ(専門講師)・ダン 教室(専門講師・不	・遠足・保育参観プール遊び・夏祭り	

28	設	置者	社会福祉法人 水引福祉協会		施設長名	佐藤喜八郎	
水	所	在 地	薩摩川内市水引町4795番地		電話番号	0996-26-2124	
銷	定	員	64名[2号•3号]、6名[1号]		開所時間	7:00~19:00	
_	職員	員の状況	保育教諭10名•非常勤保育教諭7名		保育標準時間	7:00~18:00	
Ι <u>ξ</u> ,			調埋貝3名・事務での他6名		保育短時間	9:00~17:00	IEIN TO
園 幼	その)他経費	預かり保育料、延長保育料、園児服(冬 体操服、帽子、給食費	のみ)	父母の会	無	
こども「園[幼保連携型認定こども園]	保育 方針	☆ ** すきの ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	正しく明るい「げんきな子」 遊び思いやりのある「やさしい子」 で積極的な「がんばる子」 り交流を図りながら、一人ひとりの育ちを大切に 育て支援。 自然環境の中で、季節を味わう園外活動。 本感を育む和太鼓やキッズスポーツ。 身体をつくるサッカー教室 会に生きる子供を育む英語教室。 防フッ化物洗口・歯科衛生指導の実施。	主な年間行事(保育内容)	保護者参観 夏 七夕まつり(世代間交 秋 運動会・秋の遠足・い 冬 発表会・施設訪問・ク ・縄跳び大会・お別が 毎月の行事 ※誕生会(保護者招待	日の集い・親子遠足・いも植え・ 活の集い・親子遠足・いも植え・ 活流・夕涼み会・プール遊び・お泊まり や掘り・いも煮会・お店やさんごっこ リスマス会・ひな祭り会・かるた大会 1遠足・卒園式)・避難訓練・身体計測・おにぎり 牧室・和太鼓教室・キッズスポーツ・サ	保育

29	設	置	者	学校法人 石原学園		施設長名	溝ノ上 知子
	所	在	地	薩摩川内市平佐一丁目111番地		電話番号	0996-23-5700
せんだ	定		員	25名[2号·3号]、10名[1号]		開所時間	7:00~19:00
だい	1004年	員の北	□ €4	常勤保育教諭7名•非常勤保育教諭2名	• 栄	養 保育標準時間	7:00~18:00
中	収り	₹٧/1	∧ <i>⊕</i> L	士1名・調理員3名・事務その他1名		保育短時間	8:30~16:30
中央こども園	その)他約	圣費	預かり保育料、体操服、体操帽子、個人専用 行事参加費(満3歳以上)、副食費等	教材費	父母の会	無
も 園	保			く・かしこく・たくましく」を に	主か	1学期 入園式· 夏祭り	遠足・参観日・七夕・ プール遊び
[幼保連携型認定こども園]	モットー ●健康で ●自分で ●明るく を教育力			で安全な生活習慣を身につける。 を守り、みんなで仲良く遊ぶ。 で工夫、創意する。 豊かな感謝の心をもつ。 5針として、義務教育及びその後の教	主な年間行事(保育内容)	2学期 綱引き大 園遠足(3学期 知能テン 節分の行	て会・運動会・おかいものごっこ・動物 年長児)・お餅つき大会・お遊戯会 い(年長児)・買い物体験(年長児) 丁事・就学前個人面接(希望者) 長会・卒園式
も園]	針	従~	って新	巻を培えるように、保育・教育方針に ≜達に即した保育・教育を行い、健全 ≤努めます。	内容)	毎月の行事 お	誕生会・避難訓練

30	設	置者	学校法人カトリック学園		施設長名	小 島 芳 武	
JII	所	在 地	薩摩川内市若松町 2-20		電話番号	0996-22-3877	
内	定	員	36 名[2号•3号]、24 名[1号]		開所時間	7:30~18:30	松 回
聖母	心上	は代める	常勤教諭8名・非常勤教諭6名・保育士1名・看護	餺1名	• 保育標準時間	7:30~18:30	
母	拟月	員の状況	子育て支援員2名・栄養士1名、調理員2名・事務そ	R 保育短時間	8:30~16:30	鄉	
幼稚園	その)他経費	預かり保育料、延長保育料、教材費、制 (体操服・帽子含)、給食費等	服用。	び母の会	保護者会あり	
幼稚園	保	子ども一	人ひとりの輝きを伸ばしたい へ ○キリストの愛の教えの中でモンテッ	主な	体験保育(級式、交通安全教室(年2回) 芋苗植え)、聖母祭、プールあそ こ夕、お泊り保育	さび
[幼稚園型認定こ	育		ソーリ教育法を取り入れ、主体性・創造性豊かな子どもを育てます ○愛されていることを常に感じ、	年間行	2学期:祖父母の身体験保育	まい、防災 C 見学、消防車消防 (芋掘り) 、防災引き渡し訓練、奲 (水族館) 、感謝の集い(勤労感	劇会
」ども園]	方	○地域の	祈り、思いやり、感謝する心を持ち、明るい子どもに育つように願っています 方々にも見守られ、自然にふれあい、その	事(保育内容	クリスマス会、クリスマスパーティー 3学期:節分、ひな祭り、お別れ遠足、卒園式 毎月:防災避難訓練、お誕生日会、わくわくデー		
	針	中で愛と	平和の心を育みます		体操教室、ハッピ、	ータイム(英語)、宗教の時間	

31	設	置者	社会福祉法人 諏訪福祉会	施設長名	帯田昌吾
す	所	在 地	薩摩川内市樋脇町市比野 550	電話番号	0996-38-1193
わ	定	員	80名[2号•3号]、10名[1号]	開所時間	7:00~19:00
_	職員	員の状況	 園長・副園長・保育教諭26名・栄養士1名・子育 て支援員4名・調理員3名	保育標準時間	7:00~18:00
園			(X)按照等在"侧壁真0石	保育短時間	8:30~16:30
	その	他経費	預かり保育料(1号)、延長保育料、体操服・帽子代、教材費、給食費(1・2号)等	保護者会	有(200円/月•世帯)
」ども「園[幼保連携型認定こども園]	保育方針	ごせる園で動にも力をつことを願・一人ひと・人との関これらを大	まれた環境の中で、子どもたちがのびのびと過ごす。和太鼓やマーチングなど、体を使った活と入れ、子どもたちが元気に、そしてたくましく育っています。 のが輝くこと ・豊かな環境の中で育つこと		2月 節分豆まき 歳児) 思い出ツアー(5歳児) 乳み会 3月 ひな祭り・卒園式 、避難訓練、交通教室等々 預かり、地域子育て支援センターも併設

32	設	置者	社会福祉法人 光明福祉会		施設長名	岡田晃昭
	所	在 地	薩摩川内市樋脇町塔之原1177番地	担	電話番号	0996-37-2103
幕	定	員	40名[2号·3号]、15名[1号]		開所時間	7:00~19:00
等	1244 目	員の状況	保育教諭(常勤8名・非常勤4名)		保育標準時間	7:00~18:00
تا	相联与	₹ V 1/1 (/L	栄養士1名・調理員1名・その他5名		保育短時間	9:00~17:00
も	その	他経費	預かり保育料、給食費、延長保育料 園児服、体操服、帽子、その他	`	父母の会	有(会費300円/月)
善福寺こども園[幼保連携型認定こども園]	保育方針	人のごかない。 ・基自友のできまりで、 ・おりをといるでは、 ・好きをいるが、 ・好きをいるが、 ・好きをいるが、	教的環境の中で、心身の調和的な発達を図り、一 効児が幸せな生活のできる礎を築く。	主な年間行事(保育内容)	4月 入園式・花祭り 7月 星空保育(年長り 8月 盆踊り 10月 運動会 お誕生会(毎月) 保育参観(年10 体操教室(月20	1月 お店屋さんごっこ 3月 お別れ会・卒園式) 1日遠足(年3回) 可) 育児講座(年1回)

33	設	置者	社会福祉法人 慈晃福祉会		施設長名	畠 中 智 代	
び	所	在 地	薩摩川内市入来町副田6046番地2	5	電話番号	0996-44-4381	
ぼ	定	員	50名[2号·3号]、15名[1号]		開所時間	7:00~19:30	回線回
あ	12441	員の状況	園長·副園長各1名·保育教諭15名		保育標準時間	7:00~18:00	200
幼	和以身	₹ V21/1/1/L	調理師1名·調理員5名		保育短時間	9:00~17:00	
保 連 携	その	他経費	預かり保育料、主食・副食費(1・2号)、 育料、体操服、帽子		文母の会	有(会費なし)	
ぼあ[幼保連携型認定こども園]	保育	◎元気な-◎仲のよい◎考える-◎人間とし	けの基礎を培う》 子ども 健康・安全・衛生 い子ども 友情・感謝・規律 ども 学ぶ力・自然との関わり・生命尊重 ての型を身につける 自立・挨拶・言葉遣い ひ基礎を身につける 共生・豊かな心・礼儀	主な年間行事(保育内	児童福祉法及ひで豊本を表してきまざ子どもたちられて、 豊かな子どもたちらい。 一世のでは、 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を	ド学校教育法に基づいた保育本験を通し、就学後の教育にか育成に努めます。 見子レクリエーション・一日遠か が遊び 手学習キャンプ・登山 まず思修スナ	ず・教育の中 つながる心 足
	方針	《食事も保 ○煮物・和 ○添加物を だしを取	するなとのなれてする。 育の大切な柱です》 え物等の和食を中心とした献立 を使わず、昆布やかつお、椎茸、とりがらで い、薄味で素材の旨味を生かした献立 りの給食"いつでも給食参観出来ます。	争(保育内容)	通年 避難訓練(防/ 親子ふれあい 専門講師に)	₹・平園10 」 へ 大防災教室)・交通教室・健康診	断

34	設	置	者	社会福祉法人 清流福祉会		施設長名	椋 奈 緒 子	
	所	在	地	薩摩川内市入来町浦之名7517番地	13	電話番号	0996-44-2391	
入来	定		員	30名[2号·3号]、10名[1号]		開所時間	7:00~19:00	回然回
<u></u>	職員の状況			園長副園長各1名・保育教諭(幼稚園教諭、保 名・栄養士1名・調理師1名・子育て支援員2			7:00~18:00	
ごども園				他1名	41°C	保育短時間	8:00~16:00	
图[幼保	その他経費			預かり保育料、給食費(1・2号)、延長保育料、帽子、 その他保護者が利用する費用(遠足交通費等)		父母の会	有(会費100円/月)	
連携型	保	園の	特色	さとして	主な年間行事(保育内容)		ル遊び、泥んこ遊び、自然	
[幼保連携型認定こども園]	育	①担当制(0・1歳児) 担当保育士と1対 1の愛着関係を築くことで、乳児の情緒の安 定や探索行動を守り育て、心身の発達を目指					、芋ほり、親子ふれあい運動 、お餅つき、学びの発表、	
も園	方	2 1	します。 ② プロジェクト保育 子ども自ら発見した事 柄や好奇心を抱いた遊びを、個人や仲間同士で探求し、友達や周りの大人との対話を通しながら主体的に活動を進める保育に取組ん			談 ◎季節毎の食材(野	遊び、パパママ育児講座、保育 菜や果物等)、玄米ご飯や無添	加の調味料
	針	7.)	さいす	フエ仲川に位動で、医のの休月に収組かます。	容	を使用、地産地消をす。	と心がけて、食事やおやつを摂	是供していま

Г	⊐ п.	⊞ ₩	+1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		1n, =	+60 FB /# #	
35	設	置者	社会福祉法人 東郷福祉会		施設長名	柳田徳久	
	所	在 地	薩摩川内市東郷町斧渕4490番地1		電話番号	0996-42-1106	
る	定	員	80名[2号·3号]、15名[1号]		開所時間	7:00~19:00	
ゅ	啦生	員の状況	保育教諭18名·栄養士2名·調理員2名		保育標準時間	7:00~18:00	
تا	収	ミックイ人/九	子育て支援員2名・事務その他4名		保育短時間	8:30~16:30	
と も 園	その)他経費	延長保育料、給食費、教材、体操服帽子、制服、預かり保育料等	`	父母の会	有(年会費500円)	
若あゆこども園[幼保連携型認定こども園]	保育方	重し、「共 れること いる いる いる いる は に と いる いる は さ に と いる いる いる は は に れる に れる に れる に れる に れる に れる に れる	の幸せを第一に、保護者の思いを尊 はに育て合い、育ち合う」、地域に愛さ も園を目指します。 はに健康で元気な子ども いで思いやりがある子ども ご考え行動する子ども の保育:体力つくり:薄着の保育 活動(マーチング、リトミック) 和太鼓	主な年間	4月 入園式 はじまり 5月 親子遠足(全園 6月 保育参観 fam 7月 七夕会、プール 8月 ボディペインテ 10月 運動会・ 親子遠足(3,4 *お誕生日会 *※ 奈利宝、海	児) 12月 おゆうぎ会 illyday クリスマス ン遊び 1月 新年のつど イング 2月 節分 マラン 3月 ひな祭り 3 4,5歳) 卒園式	会 い ル大会 お別れ遠足
	針	*食育:	(郷土、世界の料理、行事食)		*絵本の貸し出		

36	設	置	者	社会福祉法人 岡野会		施設長名	岡野美春	
な	所	在:	地	薩摩川內市祁答院町藺牟田295番	地1	電話番号	0996-56-0033	
か	定	اِ	員	30名[2号·3号]、15名[1号]		開所時間	7:00~19:00	
ょ	10年1	員の状	<u>уш</u>	常勤保育教諭10名•非常勤保育教諭5	名・調	理保育標準時間	7:00~18:00	現2008
닏	1000万	₹ 474/\	几	師1名・調理員2名・事務その他4名		保育短時間	9:00~17:00	
ども	その	他経	費	預かり保育料(1号)、給食費(1・2号 保育料、体操服、帽子等	引延	長父母の会	無	
ども、園[幼保連携型認定こども園]	保育方針	て、 〇生 〇親 〇子	よきを育ど	一人一人が生まれて良かった、生きった(自己肯定感)の思いを育てる っ力を育てる をし家族を愛し、人をも慈しむ優しさ	主な年間行事(保育内容)	秋 運動会・保育が 秋の遠足 冬 発表会・保育参 *年間 お誕生会 移動図: *専門講師指導 プログラミング教	・七夕祭り(保育参観)・夕凉 参観・だんご作り・芋ほり・祖父 観・お別れ遠足・卒園式 会・避難訓練・園バスでの園 書・クッキング 算:スポーツ教室・和太鼓	母参観・ 外保育・ ・英語遊び・

37	施詞	設長名	吉留喜久子		電話番号	0996-22-3857	
		在 地	薩摩川内市大王町3番1号		│ │ 開所時間	7:00~19:00	
王	定	員	19名		[70] 72] WU [H]	1.00 10.00	
大王児園	給	食	完全給食		保育標準時間	7:00~18:00	
	7-0	小小奴弗	相子 な毛伊孝昭		保育短時間	8:00~16:00	
規	~ U	他経費	帽子、延長保育料		父母の会	無	INCA/124
小規模保育事業所]	保育方	習慣 ^へ ●やさし	の行き届いた環境のもと、基本的生活 や心身の健康発達の基礎を培う い子 対する愛情、信頼感を養う	主な年間行事(保育内容)	4月 入園説明: 5月 内科検診 6月 歯科検診 7月 七夕 10月 運動会	12月 クリスマ 2月 節分 3月 ひな祭り 卒園式	ス会
	針	豊かれ	な感性や表現力を育み、自主、自律 協調の態度を養う	内容)	毎月 誕生会・身 体操教室	身体測定·避難訓練 	

	設	置者	学校法人 石原学園		施設長名	石 原 良 子
38						
一中	所	在 地	薩摩川内市中郷四丁目28番地1		電話番号	0996-20-7288
螂	定	員	12名		│ 開所時間	〈平日〉7:00~19:00
保	給	食	完全給食(月2回程度、お弁当)		用用用时间	〈 土 〉7:00~18:30 ■ → 1 ■ 1 ■ 1 ■ 1 ■ 1 ■ 1 ■ 1 ■ 1 ■ 1 ■
中郷保育園[-	その	他経費	延長保育料、個人専用教材		保育標準時間 保育短時間	7:00~18:00 8:30~16:30
[小規模保育事業所]	保育方針	モ●●●を育従った。	く・かしこく・たくましく」をにいました。といるとな生活習慣を身につける。を守り、みんなで仲良く遊ぶ。で工夫、創意する。豊かな感謝の心をもつ。 お針として、義務教育及びその後の教 遊を培えるように、保育・教育方針に を達に即した保育・教育を行い、健全	主な年間行事(保育内容)	4月 参観日 5月 遠足・内科検診 6月 歯科検診 7月 七夕 9月 綱引き大会・内 ※参加する行事 ※毎月 お誕生	10月 運動会 11月 おみせやさんごっこ 12月 おゆうぎ会(2歳児) 2月 節分の行事 3月 音楽発表会 Fは2歳児から

39	施訓	設長名	片川洋子		電話番号	0996-22-8096
0	所	在 地	薩摩川内市中郷四丁目95番地			〈平月〉7:00~20:00
び	定	員	19名		□ □ 開所時間	(※19:00~20:00 要相談)
の	給	食	完全給食(第4土曜のみお弁当)			⟨ ± ⟩7:00~19:00
び	その)他経費	延長保育料、帽子等			〈日・祝〉8:00~19:00 ※要予約
 こ 	父母の会		有(月 400円)		保育標準時間 保育短時間	7:00~18:00 9:00~17:00
こ保育園[小規模保育事業所]	保育方針	ます。 近年、杉 ども同っ 心"、"ぁ	の温もりにより近い保育を心掛けてい 家族・少子化に伴い年齢の異なる子 とのふれあいを支え、"思いやりの いさつ"などの小さなことが大きくて いうことを一緒に育んでいきたいと考	主な年間行事(保育内容)	4月 入園説明会 5月 健康診断 6月 歯科健診 7月 七夕 9月 引渡し訓練 ※お誕生会(毎月 ※7月中旬~8月	10月 運動会・健康診断 11月 マルシェ 12月 クリスマス会 2月 節分 3月 ひな祭り・お別れ遠足) 身体測定(毎月) 避難訓練(毎月)

40	施設	長名	下 西 里 美		電話番号	0996-29-3288	
ド	所 🤊	f 在 地 薩摩川内市原田町28番16号			開所時間	7:00~19:00	
17	定	員	12名		保育標準時間	7:00~18:00	
11	給	食	完全給食(第3土曜日はお弁当の日)	保育短時間	9:00~17:00	回溯
ルド		他経費	延長保育料、写真代、消耗品等、帽子代(希望	者のみ)	父母の会	無	
ル―ム・マミィ[小規模保育事業所]	保育方針		チャイルドルーム・マミィは、四葉のクローバーが意味するお子様の幸せを願っています。 ・イエロー の 元気よく ・ピンク の 優しく温かく ・ブルー の たくましく清らかに ・グリーン の のびのびと 健やかに育まれるよう応援していきます。	主な年間行事(保育内容)	4月入園式 進級式(お子校 5月総合避難訓練 による)・春の近 7月歯科健診、歯 8月英語で お遊び保 ・毎月発育測定・近 ・子どもさんのエ英語で ・の歳からの英語で ・色で遊ぼう(月2)	(防災士 ション 遠足 12月クリスマス会がき指導 がき指導 2月 内科健診 3月 お別れ遠見 帝園式は 産難訓練 まれ月によるお誕生会 語(年5回) お遊び(月2回) 専門講	クリエー

41	施詞	設長名	橋 元 米 子		電話番号	0996-22-0377	
*i	所	在 地	薩摩川内市中郷四丁目211番地		開所時間	7:00~19:00	
	定	員	19名		保育標準時間	7:00~18:00	逐級
6	給	食	完全給食(毎月15日はお弁当の日))	保育短時間	8:30~16:30	回解批
んぼ保	その	他経費	延長保育料、写真代、帽子代、 連絡帳代 等			無	
	保育方針	人で を家 ・保護 地域 子育 ☆保育目	5針 も同士の集団遊びや活動を通して一かとりの個性を伸ばし、豊かな人間形成 変庭的な雰囲気の中で育てます。 者とのよりよい信頼関係を深めながら、 或との連携を大切に、子どもの育ちや すてを支えます。	主な年間行事(保育内容)	お弁当の日・園園	世 10月 親チレクレ 選び 12月 クリスマス が 2月 節分行事 ム川内森の 3月 お別れ遠 会 3月 お別れ遠 会 3月 お別れ遠 は 15日)、避難訓練 別放(毎月15日)、避難訓練 の、 歯科健診(年1回)	パーティー : :足・修了式

42	設	置者	公益社団法人 川内市医師会立市民	病院	施設長名	小牧加代子	
5	所	在 地	薩摩川内市永利町4000番地2		電話番号	0996-20-5770	
 	定員		50名(従業員枠と地域枠の合計)	50名(従業員枠と地域枠の合計)		7:00~19:00	
ゆうりつぷ	職員	員の状況	常勤保育士5名・非常勤保育士4名・管理栄養 常勤看護師1名・子育て支援員1名・常勤調理 事務その他2名	呂・子育て支援員1名・常勤調理師1名・		*勤務による日・祝日保育有 *病児保育有 *一時保育有	
園 事	その)他経費	延長保育料、月刊絵本、カラー帽子等	刊絵本、カラー帽子等		7:00~18:00 8:30~16:30	
。ふ園[事業所内保育事業所]	保育方針	「心の安 ・安心 ・信頼	ニーズに応え、常に家庭的環境を意識し 定」と「育ち」を大切に見守りながら して預けられる保育所 される職員 を大切にする保育をめざします。	主な年間行事(保		11月 生済 3月 お別 育(年長児) おり	舌発表会 別れ遠足 別れ会 園式
	亚广			登			

43	設	置	者	学校法人 新田学園			施設長名	種 -	子田佳奈子	
み	所	在:	地	薩摩川内市御陵下町11番9号			電話番号	099	6-22-3974	
(定		員	12名(従業員枠と地域枠の合計)			開所時間	7:3	0~19:00	
15	啦	ま か 出 の 上	- _	常勤保育士2名·非常勤保育士2名·			保育標準時間	7:3	0~18:30	3.00
太	職員の状況			常勤子育て支援員2名・その他職員1名	・その他職員1名		保育短時間	7:3	0~15:30	回游縣
大樟保育園[事業所内保育事業所]	その他経費		建	延長保育料			父母の会	なし		
育	- C V		貝	2歳児のみ:絵本代、体操服代		人口の云				
園	保	华田	ᆉᇤᆉᅬ	の豊かな自然の杜の中で、御神木の		4.	月 入園式		2月 節分豆まき	
事				おくす)のように大きく立派に成長出来	主な年間行事(保育内容)	7,	月 夕涼み会(夏越	梁)	3月 遠足・卒園式・お別れ会食	川れ会食
素	育			、子ども一人一人の感性や自律性・自主			0月 未満別保育参観		※毎月1回	
内促	1,4			性を大切に丁寧に	行	1	1月 七五三詣り		リトミック(0~2歳児)	
育	方			きます。	実		2月 餅つき・おゆうぎ会ほ	:油川)	リズム教室・英語教室(2歳児)	
事業		(保育理念・保育方針は、みくにキッズ保育園に準じます) (連携施設(年少以降の進級先)は同敷地内にある、みく			育			a) - 1 1 1 1		
煮	61			又はみくにキッズ保育園です)	容			計田神	土の322段の階段をあか	り神社
	針	. 541				梦	拝をいたします。			

※みくに大樟保育園の0歳児は従業員枠のみ受入可能です。

44	設	置者	薩摩川内市		施設長名	薩摩川内市社会福祉協議会 甑島支所長
┃禕	所	在 地	薩摩川内市里町里 1900 番地 2		電話番号	09969-3-2145
育	定	員	19名		開所時間	8:00~18:00
里保育園[へ+	職員	員の状況	常勤保育士3名・その他支援員5名		保育標準時間 保育短時間	8:00~18:00 8:00~16:00
ざ 地	その	他経費	園費		父母の会	なし
き地保育所]	保育方針	【保 (全 (全 (全)) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		主な年間行事(保育内容)	4月 健康診断 5月 親子遠足 6月 職場体験受 7月 水遊び・夏 9月 地域運動会 ※身体測定・お ※避難訓練(年	10月 健康診断・ハロウィン 11月 運動会・芋堀り 注入れ 12月 クリスマス会 2月 節分豆まき 3月 卒園式 参加 誕生会(毎月)

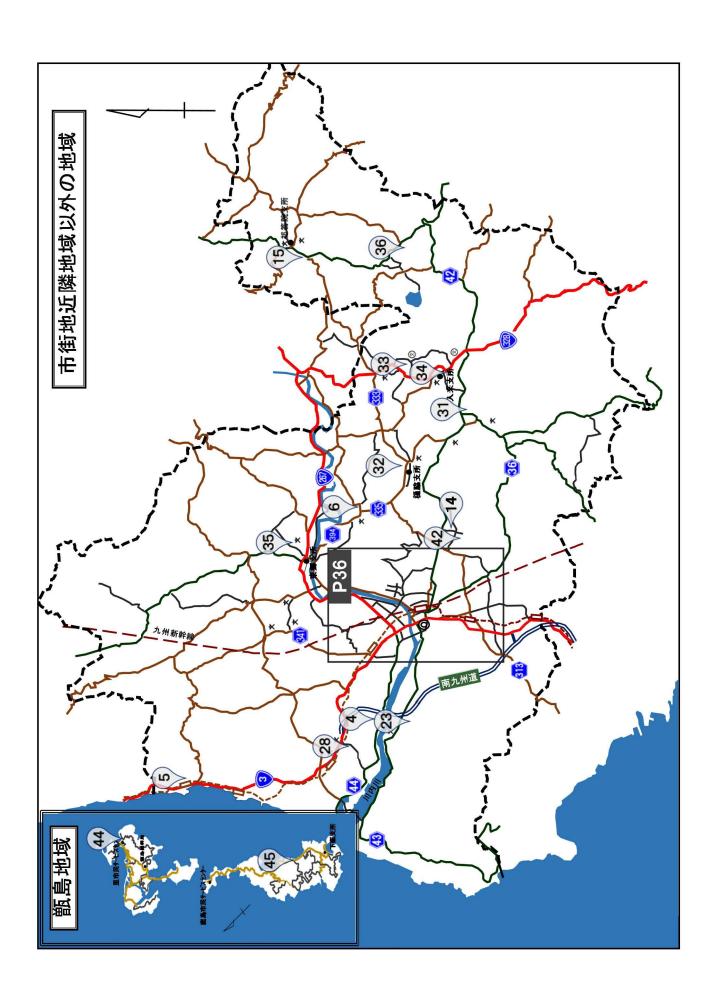
45	設	置者	薩摩川内市		施設長名	薩摩川内市甑振興局下甑支所 地域振興課長
氰	所	在 地	薩摩川内市下甑町青瀬 382 番地		電話番号	09969-5-1117
葆	定	員	19名		開所時間	8:00~18:00
下甑保育園[職員の状況 非常勤保育士2名・非常勤子育て支援員4名		保育標準時間 保育短時間	8:00~18:00 8:00~16:00		
へ き	その	他経費	預かり保育料、延長保育料		父母の会	なし
き地保育所]	保育方針	・甑島の との選 保育 ・家庭的	豊かな大自然の中で、保護者や地域 連携を大切に、のびのびと生活できる な雰囲気の中で、発達に合わせた生 貫を身につけさせる保育	主な年間行事(保育内容)	5月 健康診断 6月 歯科検診 9月 運動会 10月 健康診断 11月 おたのしみ ※身体測定(毎 ※避難訓練(年	12月 餅つき大会 クリスマス会 2月 節分 3月 卒園式 発表会

市内保育施設位置図

指令 施設名 施設名 施設名 16 せんたい幼稚園 37 大王児園 17 青山幼稚園 38 中郷保育園 38 のじのひって保育園 19 施児島純心大学附属純心幼稚園 41 子々ルドルーム・マミィ 19 施児島純心大学附属純心幼稚園 41 子々ルドルーム・マミィ 41 日本本業所内保育事業所 42 古やラレンジ園 42 古のランジ園 43 大大き株の高岡 43 大大・地保育所 43 大大・土・地保育所 44 国保育園 45 下断保育園 45 下野保育園 45 下断保育園 45 下野保育園	1	*[★問記	ども園	★ 小米	监	・一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
16 世んだい幼稚園 37 大王児園 18 中級保育園 19 世のだみ幼稚園 38 中級保育園 19 応えが政権園 39 のびのびって保育園 4 本業所内保育事業所 4 本業所内保育事業所 4 本業所内保育園 4 までがにする 2 かくにもども園 4 まを発育所 4 生保育園 4 年保育園 4 年保育園 4 日本代がい中央ことも園 4 日本保育園 4 日本保育園 4 日本代がい中央ことも園 4 日本保育園 4 日本保持園 4 日本		144m	番号	施設名	番号	施設名	X-D-W-TX-D-TE-TI-
17 青山が稚園 38 中郷保育園 39 中郷保育園 39 のVのVo-C保育園 40 テヤイルドルーム・マミイ 20 川内オヤンとも園 40 テヤイルドルーム・マミイ 21 川内オヤンとも園 41 古くらんぼ保育園 本事業所内保育事業所 22 みくにエとも園 41 古くらんぼ保育園 本書業所内保育事業所 23 高元にとも園 42 おくに大棒保育園 43 みくに大棒保育園 44 里保育園 45 下態保育園 45 下態保育園 45 下態保育園 45 下態保育園 45 下態保育園 45 下能保育園 45 下間保育園 45 下間保育園 45 下間保育園 45 下間				せんだい幼稚園	37	大王児園	8
18				青山幼稚園	38	中郷保育園	CEL T
19 施児島緑心大学的属純心が雑園 40 字ャイルドルーム・マミィ 20 川内すわことも園 ★事業所の保育事業所 21 川京大二とも園 番号 施設名 22 みくに土少ズ保育園 本本学所の保育事業所 23 高江ことも園 番号 施設名 24 川内寸かことも園 本へき地保育所 25 さつま川内立とも園 本へき地保育所 26 セレベムことも園 番号 施設名 27 変こども園 44 里保育園 本へき地保育所 28 水引ことも園 44 国保育園 本へま地保育面 29 セムだい中央ことも園 45 下態保育園 本 30 川内型母幼稚園 45 下態保育園 本 31 すわことも園 45 下態保育園 本 32 整福寺ことも園 45 下態保育園 本 33 以ぼあ 34 入末ことも園 55 とものことも園 45 下態保育園 57 大 35 を指寺ことも園 45 下態保育園 75 大 36 たかよしとも園 57 大 37 (18 か 20 か 20 か 30 か 40 か 40 か 40 か 40 か 40 か 40 か 4				のぞみ幼稚園	39	のびのびっこ保育園	として
20 III内対力ととも圖 ★事業所内保育事業所 22 みにたとも圖 ★事業所内保育事業所 23 当立にとも圖 42 ちゅうりっふ圖 24 III内対力ととも圖 42 ちゅうりっふ圖 25 さつま川内でとも圖 43 みくに大棒保育圖 26 せいくんこども圖 番号 施設名 27 変ととも圖 44 里保育圖 45 下艦保育圖 45 下艦保育圖 30 III内型母幼稚園 45 下艦保育圖 31 すかことも圖 45 下艦保育圖 32 善待寺ことも圖 31 すかことも圖 33 びぼあ 33 びぼあ 36 なかよしことも圖 36 なかよしことも圖 36 なかよしことも圖 36 なかよしことも圖 37 なたりとも圖 37 なたりとも圖 37 なたりとも圖 38 なんしことも圖 39 なたりとも圖 39 なんしことも圖 39 なたりにとも圖 39 なんりにとも圖 39 なんりにとも圖 39 なんりにとも圖 39 なんりにとも圖 39 なんりにとも圖 39 なんりにとも圖 39 なんりにとも				鹿児島純心大学附属純心幼稚園	40	チャイルドルーム・マミィ	100 Amis
22 みくに主火傷菌 未事業所内保育事業所 23 高江三半傷				川内すわこども園	41	さくらんば保育園	
22 みくにキッズ保育園 番号 施設名 24 III内すたごとも園 42 ちゅうりつぶ園 25 さつま川内ごとも園 ★へき地保育所 26 せいくんこども園 本へき地保育所 27 要こども園 番号 施設名 28 水引ことも園 44 里保育園 29 せんだい中央ごとも園 45 下艦保育園 30 川内聖母幼稚園 45 下艦保育園 31 すわことも園 45 下艦保育園 32 養福寺ことも園 45 下艦保育園 33 びぼあ 34 入来ことも園 35 若め中ごとも園 36 なかよしこども園				りぼんこども園	★毒業	5所内保育事業所	
24 川内すわこども園SECOND 42 ちゅうりつぶ園 25 さつま川内こども園SECOND **へき地保育所 26 せいくんこども園 **へき地保育所 27 変ことも園 44 単保育園 28 水引こども園 45 下飯保育園 30 川内聖母幼稚園 45 下飯保育園 31 すわこども園 ** 32 善福寺こども園 ** 33 がぼあ ** 34 人来こども園 ** 35 若あゆこども園 ** 36 なかよしこども園 **				みくにキッズ保育園	番号	施設名	8
24 川内す力こども園SECOND 43 みくに大棒保育園 25 さつま川内こども園 ★へき地保育所 26 せいくんこども園 本へき地保育所 27 愛こども園 44 里保育園 29 せんだい中央こども園 45 下態保育園 30 川内聖母幼稚園 30 川内聖母幼稚園 31 すわこども園 32 善福寺こども園 33 がぼあ 34 人来こども園 35 若あゆこども園 36 なかよしこども園 36 なかよしこども園 43 本のゆこども園				単分 こだも 関	42	ちゅうりっぷ園	<u> </u>
25 さつま川内こども園 本へき地保育所 26 せいくんこども園 番号 施設名 27 愛こども園 44 里保育園 45 下館保育園 29 せんだい中央こども園 30 川内聖母幼稚園 31 すわこども園 32 善福寺こども園 32 書福寺こども園 33 がほあ 34 入来こども園 35 若めゆこども園 36 なかよしこども園 4 里保育園				川内すわこども園SECOND	43	みくに大樟保育園	
27 愛こども園 番号 施設名 44 里保育園 28 水引とも園 45 下態保育園 本 29 せんだい中央こども園 30 川内聖母幼稚園 31 すわこども園 32 善福寺こども園 33 びぼあ 34 人来こども園 35 若あゆことも園 36 なかよしこども園				さつま川内こども園	* ✓	地保育所	22 22 22
27 愛こども園 44 里保育園 29 本人だい中央こども園 45 下態保育園 30 川内聖母幼稚園 30 31 すわこども園 33 32 善福寺こども園 33 がぼあ 34 入来こども園 35 若あゆこども園 35 なかよしこども園 36 なかよしこども園				翼 争 え こ ツ > い み	番号	恐	
28 水引こども園 45 下甑保育園 本 29 せんだい中央こども園 30 川内聖母幼稚園 31 すわこども園 32 着福寺こども園 32 着福寺こども園 33 びぼあ 34 入来こども園 35 若あゆこども園 35 なかよしこども園 36 なかよしこども園				愛こども園	44	里保育園	
せんだい中央こども園 川内聖母幼稚園 すわこども園 善福寺こども園 びぼあ 入来こども園 若めゆこども園 なかよしこども園	共同保育所ひまわり園			水引こども園	45	下甑保育園	(C)
III内聖母幼稚園 300 43				せんだい中央こども園			3 T Se T S
すわこども園 参 普福寺こども園 ② びぼあ 入来こども園 若かゆこども園 なかよしこども園				川内聖母幼稚園			
善福寺こども園 がぼあ 入来こども園 吉あゆこども園 なかよしこども園				すわこども園			
びぼあ 入来こども園 若あゆこども園 なかよしこども園				善福寺こども園			TO X
入来こども園 若あゆこども園 なかよしこども園				びぼあ			
若あゆこども園 なかよしこども園				入来こども園			
なかよしこども園				若あゆこども園			(6L)
				なかよしこども園			

★数字が指している所が各施設の大まかな位置です。

★市街地近隣地域以外の地域はP37をご覧ください。



10 保育施設利用Q&A

利用申込みについて

Q1 第2希望の人より第1希望の人の方が入りやすいのですか?

A1 保育の必要性を点数化し、その点数の高いお子さんから利用を決定します。保育施設の 希望順で点数に差はつかないことから、第2希望以下の方が不利になることはありません。 希望の順番にご記入ください。

Q2 現在求職中ですが、利用することができますか?

A2 求職中であっても保育施設の利用申込みは可能ですが、就労など保育を必要とする事由 のある方を優先します。また、原則として支給認定を受けた後90日以内に就労証明書を 提出されないときは、支給認定の期間満了となり、施設に在籍している場合でもその月の 末日をもって利用終了(退園)となります。

Q3 希望施設を変更(追加)したいのですが、どうしたらいいですか?

A3 子育て支援課または甑島振興局・各支所地域振興課へご連絡ください。 なお、希望園を変更した場合も、新規の利用希望者と同じく、保育の必要性の高いお子 さんから利用を決定することになります。また、希望施設に受入れの余裕がないなどの理 由により入所保留となった場合、取り下げをされない限り年度内は毎月利用調整を行います。

Q4 保育施設を利用できなかった場合、毎月申込みをする必要はありますか?

A4 ご利用になれなかった場合、最初の利用希望月に限りその理由を文書でお知らせします。 申請を取り下げない限り、翌月以降も引き続き利用調整しますので、新たに申し込みは必要ありません。

ただし、就労状況・家庭状況・児童の健康状況等に変更があった場合は、支給認定の内容に変更が生じることがあります(6ページ参照)ので、必ずご連絡ください。

なお、就労や出産などの状況変更についてご連絡がないまま、利用調整において保育施設の案内を受けた場合、教育・保育給付認定や利用決定が取消されることがあります。

Q5 第2希望以下の保育施設で利用を開始した場合、第1希望の保育施設への変更 (転園)はできますか?

A5 年度内に転園を希望される場合、転園申込が必要です。詳しくは8ページをご覧ください。 なお、変更が決定した後は、もともと在籍していた施設は新たな利用調整を行うため、決 定後のキャンセルはできない場合がありますのでご注意ください。

Q6 郵送でも申請できますか?

A6 できます。郵便到着日が受付日となりますので、利用希望月の受付期間内に必着するよう ご注意ください。書類不備の場合は受付できませんので、不明な点がありましたら事前に お電話で確認してください。

Q7 利用開始後に仕事を辞めた場合、どうなりますか?

A7 保育を必要とする事由がなくなった場合は利用終了(退園)となります。求職活動をされる場合は、求職活動中であることを証明する書類をすみやかに提出し、支給認定の変更を受けてください。その後、90日以内に就労証明書をご提出ください。

事業所への調査で実際に就労していない場合、または仕事を辞めた旨の連絡がない場合は、その事実が判明した時点で教育・保育給付認定が取消しとなり、利用終了となります。

教育・保育給付認定について

Q1 教育・保育給付認定の有効期限はいつまでですか?

A1 1号(教育標準時間)認定を受けた場合の教育・保育給付認定の有効期間は、教育・保育給付認定が効力を生じた日(効力発生日)から小学校就学の始期に達するまでです。 2号(満3歳以上・保育)認定を受けた場合は、効力発生日から小学校就学の始期に達するまでです。3号(満3歳未満・保育)認定を受けた場合は、効力発生日から満3歳に達する日の前日(誕生日の前々日)までの期間です。なお、保育の必要性の認定に係る「事由」などにより、短い期間で設定される場合があります。

退所や、事業を利用しなくなったときは、退所日以降、教育・保育給付認定は取り消されます。

Q2 共働きで幼稚園と保育園を併願する予定ですが、どのような手続きをすれば よいのですか?

A2 幼稚園の利用手続きは施設経由で行ってください。保育施設の利用手続きについては、市の教育・保育給付認定を受けたあとに市による利用先の調整を受けることとなります。 共働きで月48時間以上かつ月12日以上の就労に該当する場合、幼稚園利用対象である 3歳以上のお子さんについては基本的に「2号認定」で申請していただきます。しかし、 最終的に幼稚園の利用を選択した場合は、「1号認定」へ切り替えます。その場合、施設 等利用給付認定(新2号認定)の申請をすることによって、上限額の範囲内で預かり保育 料を無償化することができます。新2号認定を申請する場合各園へご相談ください。 一方で保育施設の利用を選択した場合は「2号認定」が継続になります。

Q3 「保育標準時間」と認定された場合、必ず毎日11時間以上の利用ができるのでしょうか?

A3 保育の必要量の認定は、保護者が保育を必要とする事由に応じて変わります(12ページ参照)。

ここで認定されるのはあくまで「最大で施設を利用することができる時間」です。実際の利用時間は保護者の就労など実態に応じたものとなるため、保護者が育児短縮勤務等の制度を利用している場合など、認定された必要量に満たない利用となることがあります。

また、お子さんの月齢が6か月未満や、発達支援保育の対象になっているなどの状況により、「保育標準時間」の区分と認定されたとしても、保育短時間と同等の利用時間になることがあります。

Q4 必要書類(就労証明等)が申請時に不足する場合、申請できますか。

A4 認定申請の手続きの際に書類が不足していると、教育・保育給付認定ができないため教育・保育給付認定の対象外となり、希望施設の利用調整もできません。必要書類を揃えて 保育施設利用を希望する月の申込み締切日までに必ずご提出ください。

Q5 育児休業での教育・保育給付認定はどうなりますか?

A5 「育児休業を取得する」ことによる教育・保育給付認定の期限は、育児休業の対象となる子どもが1歳に達する日以後の最初の3月31日までです(パート等で出産に伴い退職された方で、出産前の勤務先に出産後再雇用されることが決まっている場合も含む)(7ページ参照)。

いずれの場合も、証明書類の提出により、きょうだいについて教育・保育給付認定します。 また、この期間を超えての教育・保育給付認定はできません。 なお、育児休業中の新規入所は出来ませんので、ご注意ください。

Q6 出産を控え退職したのですが、教育・保育給付認定に関する手続きは必要ですか?

A6 「1号認定」を受けている場合は、特に手続きの必要はありません。

ただし、「新2号認定」、「2号認定」、「3号認定」を受けている場合は、保育の必要性の事由を「就労」から「妊娠・出産」に変更する必要がありますので、12ページに掲載している証明書類を必ず子育て支援課または甑島振興局・各支所地域振興課にご提出ください。

このほか、「妊娠・出産」から「育児休業」に事由を変更したい場合や、「就労」で勤務日数や時間、勤務地などに変更があった場合なども、保育の必要性の事由や有効期間、保育の必要量などの変更を伴うことがありますので、証明書類を必ず提出してください。 証明書類の提出が遅れた場合や提出がないときは、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

Q7 保育の必要量を変更してほしいのですが…?

A7 保育の必要量は、保育の必要性の事由などにより「保育標準時間」と「保育短時間」を 認定しますので、その変更には、保護者の保育の必要性とあわせて保育必要量の変更を必 要とする証明書類を提出していただく必要があります。

なお、証明書類の提出のあった月の翌月1日から変更されます。月途中での変更はできません。保育の必要量の変更が必要な方は、お早めに証明書類をご提出ください。

保育料について

Q1 保育料はどのように決定するのですか?

A1 保育料は、父母の市区町村民税所得割課税額をもとに算定し、決定します。 4月から8月までの保育料は令和7年度市区町村民税所得割課税額で、9月から翌年3 月までは令和8年度市区町村民税所得割課税額で、それぞれ算出し基準表に当てはめます。 市区町村民税課税額の確認ができない場合は、各教育・保育給付認定区分での最高額の 保育料で決定することになりますのでご了承ください。

Q2 保育料は利用する施設により異なりますか?

A2 保育施設の保育料は、どの施設であっても同じ算定方法で決定します。ただし、保育料とは別に実費(副食費や園服、園帽の費用、かばん代、教材費、スイミング教室費用、延長保育料など)の徴収や上乗せ徴収している施設がありますので、それらの費用は直接保育施設にお支払いください(くわしくは各施設におたずねください)。

Q3 ひとり親家庭の保育料は無料になりますか?

A3 保育料は父母の市区町村民税所得割課税額をもとに算定しますので、ひとり親家庭であっても課税がある場合は保育料がかかります。

また、離婚が未成立であった場合や、事実婚であるなどひとり親家庭と認められない場合は、父母の課税から保育料を算定します。

Q4 事前に保育料の額を知りたいのですが?

A4 正式な保育料は、保育料決定通知書でお知らせしますが、例年6月頃に通知される市区町村民税額決定通知書などに記載されている市区町村民税所得割額の父母で合計した金額を、保育料の表に当てはめることで保育料を確認することができます(15~16ページ参照)。なお、個人情報保護の観点から、電話やメールなどではお答えできません。

保育の必要性の事由と優先度について

保育施設の利用調整は、①保育の必要性の事由と②優先度を点数化して、その合計に基づいて実施します。

① 保育の必要性の事由

保育の必要性の事由には、12ページに記載してある保護者が保育をできない理由ご とに点数を設定しています。

たとえば、月曜日から金曜日まで1日8時間就労する保護者は、求職中の保護者よりも高い点数となります。

② 優先度

優先度には、その世帯の状況に応じて点数に加点または減点を設定しています。主に加点されるのは、次のような場合です。

- ・特定教育・保育施設(認可)事業の従事者
- ・小規模保育事業や事業所内保育事業(地域枠)の卒園児 (満3歳に達した次の4月)
- ・あらかじめ保育施設から利用できる旨の回答がある障害のある児童
- ・育休復帰 ・ひとり親世帯 ・きょうだい同時に保育施設を利用する場合など

③ 同点の場合

合計点が同点となった場合は、優先度加算点が高い児童が優先されます。

4 利用調整

利用調整は、第1希望から第5希望の施設の中から①と②の点数を合計して行います。

高い点数から順に調整しますので、A保育園を第1希望、B保育園を第2希望にしているCさんがA保育園では次点になり、B保育園を第1希望にしているDさんより高い点数なら、B保育園はCさんを優先します。

したがって、申込みの際は利用を希望する順に、実際に利用したい保育施設を記入 してください。

なお、第1希望だけや第2希望まで記入している場合は、記入してある保育施設で 利用調整を行います。

また、会社の倒産・整理解雇による失業や災害、生活保護を受給するほど収入が減った場合などを除いて、保育料に滞納があるときは、新規に申し込むそのきょうだいの 点数は減点します。

※ 令和8年度の①~③の点数等詳細については、令和7年11月頃から市のホームペー -ジに掲載する予定です。

子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 児童台帳」の記入例

【令和8年度】

		氏名・生年月日・年齢			利用希望施設
	フリカ゛ナ	サツマセンタ゜イ タカモリ	第 1 希	6望	〇〇〇〇保育園
		薩摩川内 隆盛	第 2 希	6望	〇〇〇〇幼稚園
曲	(令	和 7 年 5月 4日生 O歳)	第3希	6望	〇〇〇〇こども園
申請	性別	個人番号 (マイナンバー)	第 4 希	6望	〇〇〇〇こども園
子ども	男	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	第 5 希	6望	〇〇〇〇保育園
も		障害者手帳・療育手帳の有無	きょう	うだし	↑同時に申請する場合いずれかに☑
		有 · 無	□同	じ園	に入れる場合のみ入所する
	障害」	見支援サービス (発達支援等) の有無	☑ 同じ園に入れない場合は別の園でも入所		
	無・乖	川用中・計画中・相談中 相談予定	_	-	(希望園全てに同時入所が出来なかった時で調整します)

- ・希望する施設名を第5希望まで記入できます。入所調整は希望園のみで行います。
- ・年齢は令和8年4月1日現在のものとしてください。
- ・訂正は二重線で行ってください。修正液、修正テープは使用不可です。
- 消せないボールペンで記入してください。

子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 児童台帳

令和 7年 11月 ○日

申請者氏名(署名) 薩摩川内 太郎

薩摩川内市長 様

※自署で記入してください。

上記の子どもについて、教育・保育給付認定を申請します。 あわせて、保育施設等の利用を申し込みます。

		薩摩川内市			連絡先(第1連絡先に☑を記入してください。)			
保護者	居住地	神田町	3番22	号	□自宅TEL 0996 - 23 - 5111			
小 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	フリカ゛ナ	サツマセンタ・イ タロウ	フリカ゛ナ	サツマセンタ・イ ハナコ	□携帯(父) 090 - 1234 - 5678			
	氏名①	薩摩川内 太郎	氏名②	薩摩川内 花子	☑携帯(母) 080 - 9876 - 5432			
保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利								
希望の	とはまで、幼稚国等には随の担合するも、)							
有無	無 :	幼稚園等の利用を	を希望す	る(保育所等を併	願する場合を除く。)			

(注)

- ・「保護者」欄の「氏名①・氏名②」には、父母それぞれの氏名を書いてください。
- ・「保育所等」とは、認可保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問 型保育、事業所内保育、企業主導型保育をいいます。(以下同じ)
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園(教育部分)をいいます。
- ・「保育の希望の有無」欄の「有」を〇で囲んだ場合は①~⑤に必要事項を、「無」を〇で囲んだ場合は①、②、④及び⑤に必要事項を記入してください。記入に当たっては「記入上の注意」をよく読み、字は楷書ではっきりと書いてください。
- ※別紙(①~⑤の調書)を必ず添付してください。

(別紙)

① 世帯の状況 ※世帯分離をしている同居者、単身赴任等で別居している保護者も記入してください。

	区分	氏 名 (保護者を含む。)	申請子どもとの	個人番号 (マイナンバー)	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	障害者手帳·			
		(申請子どもを除く。)	続柄	生年月日	(R . 現在)	療育手帳			
		(フリガナ) サ ツマセンダイ タロウ 薩 衛川内 太郎	父	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 T · S · H · R 7年7月7日生	(株)〇〇商事 (東京都)	有·無			
	申請	(フリガナ) サツマセンダイ ハナコ 薩察!内 花子	母	2 3 4 9 0 1 2 3 4 5 6 7 T · S · H · R 6 年 6 月 6 日 生	パート (育休 中)	有 ·無			
	子ども	(フリガナ) サ ツマセンダイ 仟ロウ 薩奪! 内 一郎	兄	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 T · S · H · R 2 9 年 2 月 9 日 生	〇〇小学校	有 ·無			
	の世帯	(フリガナ) サツマセンダイ ジロウ 薩爾川内 次郎	兄	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 T · S · H · R 4 年 4 月 4 日 生	〇〇保育園	有 ·無			
	_们	(フリガナ) サ ツマセンダイ ツン 薩 衛!内 つん	妹	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 T · S · H · R 7 年 5 月 4 日 生		有·無			
		(フリガナ) サ ソマセンダイ / サ 薩 寧 内 華	祖母	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 T · S · H · R · 45 年 4 月 5 日 生	療養中	有・無			
	令和	7年1月1日時点の住所	□薩	摩川内市内 🗹 他の市町村 (父の	み〇〇県〇〇市)			
	令和	8年1月1日時点の住所	☑ 薩	摩川内市内 口 他の市町村()			
	孛	□ 次のいずれ 庭の状況 □ ひとり親家		られたい □ 離婚調停中					
	涿	歴の状況 □□ ひこり税象		日 日 生活保護 <mark>施設利用を希望す</mark>					
2	利用	を希望する期間・時間等			f実施解除を希望 [~] 	する日まで			
	利用を希望する期間 令和 8年 4月 1日から 令和14年 3月31日まで								
				けてください。)	利用時間				
	利用希望	+ 7	水)・(木 · 金 · 生 7時3	O分から 17 時	00分まで			
		間 等 次声型 口 保育標		11時間)を選択できる場合も、保育短印 忍定出来ない要件の場合は、希望が無くて: 					
3	保育	を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を	の場合の	み、					
1:		が次の理 ┃ ┃	入れてく	ください。 るものに☑をつけ、()内	に期間等を記入して	ください。			
	続柄		⇒	保育を必要とする理由					
				□介護等 □災害復旧 (令和 年 月 日)					
	父			、 ア					
	•			1 年 月 日)まで、復職予定日(²	会和 在 日	日)			
		□その他 具体的]			
		□ □就労 □疾病・障:	<u></u>						
		 ☑ 妊娠・出産 出産日	ー または出	 産予定日(令和 <mark>8</mark> 年 4 月 9 日)					
		 口求職活動 前職の	離職日	(令和 年 月 日)					
	- TSI								
	母		間(令和] 年 月 日)まで					
	母	┃ □就学 在学期		1 年 月 日)まで 年 月 日)まで、復職予定日(⁵	令和 年 月	日)			

(4)	ᅺᄆᄾᄼ	A PA	状況
(4)	TH X	TI U	11人 7 π.

		祖父				祖母				
	氏名	Ė	年齢		氏名	薩摩川内 華	年齢	5 5		
父方	□同居 □]別居(居住地:)	☑ 同居 □ □ □	別居(居住地:)		
	□就労(勤利 □在宅 □その他(□疾病))	□就労(勤務 □在宅 □その他())		
		祖父				祖母				
	氏 名	鹿児島 太郎	年齢	55	氏名	不明	年齢			
母方	□同居	別居(居住地: △ <mark>△</mark> 県	□同居 □別居(居住地:							
4/3	口就労(勤利 口在宅)		口就労(勤務 口在宅)			
	口その他()	口その他()		

⑤ 他の小学校就学前のきょうだいの状況

区 分	きょうだいの氏名
☑ 同じ保育所等・幼稚園等の利用を申し込んでいる。	薩摩川内 つん
☑ 申込先と同じ保育所等・幼稚園等を利用している。	薩摩川内 次郎
□ 別の保育所等・幼稚園等の利用を申し込んでいる。 理由 ()	
□ 別の保育所等・幼稚園等を利用している。 理由()	
口 次の理由で申し込んでいない。	
□ 認可外保育施設を利用している。 (施設名)	
□ 企業主導型保育事業所を利用している。(事業所名)	
□ 勤務先等に連れて行っている。	
□ 親族等がみている。 □その他()	

園への特記事項 ※入所調整のための参考情報です。特別な対応等が必要な場合は各自事前に希望園に相談してください。

	0					
食物アレルギーがありますか?						
□なし 屋 あり(内容: 卵、小麦)					
園生活において特に注意が必要な事項があれば記入してください。						
例: OOOO病により、日光にあたることが出来ない。糖尿病のため、血糖値測定及びインスリン注射が必要(1日X回)。						
糖尿病のため、血糖値測定及びインスリン注射が必要(1日x回)。						

(2枚目表面)

[・]すでに死亡されている場合は氏名欄に「亡」と、所在が分からない場合は「不明」と記入してください。

- 11 適正に保育料の算定や副食費の免除の可否を判定するため、税務課から必要な年度の市民税課税情報を取得することがあります。他にも、以下の課から資料を取得することがあります。また、これらの課からの求めに応じ資料を提供することがあります。
 - ・市民課(戸籍、住民票) ・保護課(生活保護) ・障害福祉課(同居者の障害に関すること) ※同様の業務を行う他の市区町村の組織も含みます。
- 12 副食費(おかず代、おやつ代等)は保護者負担となりますが、一部の方において費用が免除される場合があります。また、保育料とは別に、教材費や行事費、通園送迎費など実費徴収や上乗せ徴収する保育施設もあります。
- 13 適正な保育の実施等を行うため、以下の課から資料を取得することがあります。また、これらの課からの求めに応じ資料を提供することがあります。
 - ・市民課(戸籍、住民票)・保護課(生活保護)・市民健康課(児童の生育に関すること)
 - ・障害福祉課(児童の障害に関すること) ・社会福祉課(DV・虐待等に関すること)
 - ・防災安全課(災害発生時)・消防局(火災・救急発生時)・収納課(滞納関係)※同様の業務を行う他の市区町村の組織も含みます。
- 14 利用開始後、お子さんの健康状態や発達の状況により、お子さんの健康状況の確認や集団保育の状況を見させていただくことがあり、場合によっては施設の利用に制限がかかる場合や必要な医療機関の受診等をお願いすることがあります。
- 15 認可保育所の場合、保育料を滞納すると、施設経由で督促状を交付するほか、市の職員が電話や自 宅訪問による催告を行います。それでもなお納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、地方税の 滞納処分の例に従い財産の差押えを行うことがあります。また保育料の収納情報を必要に応じて認可 保育所に提供します。
- 16 認可保育所以外の施設の場合、保育料が滞納となった場合、施設の職員が督促を行います。それで もなお納付がない場合には、市が徴収を代行する場合があります。また、保育料の収納情報を必要に 応じて、市が施設に確認することがあります。
- 17 認定の要件に適合しているかを確認するために「保育施設利用の教育・保育給付認定現況届」を提出していただきます。現況届の提出がない場合は、教育・給付認定を取り消すことがあります。(教育・保育認定が取り消されると保育所等を退園になります。)。

薩摩川内市長 宛

教育・保育給付認定および保育所等の利用申込みにあたり、以上の記載事項について同意します。

(署名欄)

同意年月日 令和 7年 11月 〇日

住所 鹿児島県薩摩川内市 神田町3番22号

保護者①署名 薩摩川内 太郎 保護者②署名 薩摩川内 花子

※保護者①②は自筆で記入してください。

子ども氏名 薩摩川内 隆盛

		氏名・生年月日・年齢	利用希望施設
	フリカ゛ナ		第 1 希望
			第2希望
ф	(令和	口 年 月 日生 歳)	第3希望
請	性別	個人番号(マイナンバー)	第4希望
申請子ども			第5希望
		障害者手帳・療育手帳の有無	きょうだい同時に申請する場合いずれかに☑
		有 • 無	□ 同じ園に入れる場合のみ入所する
	障害児	見支援サービス(発達支援等)の有無	□ 同じ園に入れない場合は別の園でも入所
	無・利	用中・計画中・相談中・相談予定	を希望(希望園全てに同時入所が出来なかった時のみ別園で調整します)

- ・ 希望する施設名を第5希望まで記入できます。入所調整は希望園のみで行います。
- 年齢は令和8年4月1日現在のものとしてください。
- ・訂正は二重線で行ってください。修正液、修正テープは使用不可です。
- ・消せないボールペンで記入してください。

子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 児童台帳

令和 年 月 日

曲	主	ᆂ	吀	名	(罢	夂	١
	==	4	I \ .	~		_	4	,

※自署で記入してください。

薩摩川内市長 様

上記の子どもについて、教育・保育給付認定を申請します。

あわせて、保育施設等の利用を申し込みます。

		薩摩川内市		連絡先(第1連絡先に	☑を記入し	してください。)
保護者	居住地			口自宅TEL	-	-
	フリカ゛ナ	フリカ゛ナ		口携帯(父)	-	-
	氏名①	氏名②		口携帯(母)	-	-
保育の	保育所等におい、 、	て保育	の利用を			
希望の		希望する(幼稚園等と				
有無	無 : 	幼稚園等の利用を希望	する(保育所等を併	願する場合を除	k(。)	

(注)

- ・「保護者」欄の「氏名①・氏名②」には、父母それぞれの氏名を書いてください。
- ・「保育所等」とは、認可保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、企業主導型保育をいいます。(以下同じ)
- 「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園(教育部分)をいいます。
- ・「保育の希望の有無」欄の「有」を〇で囲んだ場合は①~⑤に必要事項を、「無」を〇で囲んだ場合は①、②、④及び⑤に必要事項を記入してください。記入に当たっては「記入上の注意」をよく読み、字は楷書ではっきりと書いてください。
- ※別紙(①~⑤の調書)を必ず添付してください。

(別紙)

① 世帯の状況 ※世帯分離をしている同居者、単身赴任等で別居している保護者も記入してください。

区分	氏 名 (保護者を含む。) (申請子どもを除く。)	申請子どもとの	個人番号(マイナンバー) 就労・通学・通園先	障害者手帳・
	(申請子どもを除く。)	続柄	生年月日 (R 現在)	療育手帳
	(נולג ויק)		T・S・H・R 年 月 日生	有・無
申	(ולזג וי כ)		T·S·H·R 年 月 日生	有・無
請子ども	(プリ ガナ)		T·S·H·R 年 月 日生	有・無
9の世帯員	(נולג ניכ)		T・S・H・R 年 月 日生	有・無
	(プリ ガナ)		T·S·H·R 年 月 日生	有・無
	(נולג עיכ)		T・S・H・R 年 月 日生	有・無
令和7年1月1日時点の住所 □			摩川内市内 口 他の市町村()
令和	18年1月1日時点の住所	□薩	摩川内市内 口 他の市町村()
家	□ 次のいずれ □ ひとり親家 □ 障害のある	庭	口 離婚調停中 (配偶者と <u>別居かつ生計が別</u> である)

② 利用を希望する期間・時間等

利用を希	望する期間	引		令和	年	月	日から	ò	令和	年	月	日まで	;
		利用曜	日(〇を	付けてく	ください	١,)					利用時	間	
利用を	J	目・シ	火 · 水	・木	• 金	·±			時		分から	時	分まで
希望する 時間等	保育の 必要量							_					希望する 定します。

③ 保育を必要とする理由等

保護者が次の理由で保育所等での保育を希望する場合、該当するものに☑をつけ、()内に期間等を記入してください。

続柄	保育を必要とする理由
	□就労 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧
	□求職活動 前職の離職日(令和 年 月 日)
父	□就学 在学期間(令和 年 月 日)まで
	□育児休業 休業期間(令和 年 月 日)まで、復職予定日(令和 年 月 日)
	口その他 具体的に記入【 】
	□就労 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧
	□妊娠・出産 出産日または出産予定日(令和 年 月 日)
母	□求職活動 前職の離職日(令和 年 月 日)
可	□就学 在学期間(令和 年 月 日)まで
	□育児休業 休業期間(令和 年 月 日)まで、復職予定日(令和 年 月 日)
	口その他 具体的に記入【 】

4	祖父母の状況
(4)	阻入吗以1001

		祖父				祖母		
	氏 名		年齢		氏名		年齢	
父方	□同居□□]別居(居住地:)	□同居 □5	川居(居住地:)
	□就労(勤利 □在宅 □その他(□疾病))	□就労(勤務 □在宅 □その他(先: □疾病))
		祖父				祖母		
	氏 名		年齢		氏名		年齢	
	□同居□	別居(居住地:)	□同居 □5	川居(居住地:)
日母方								
母方	□就労(勤利 □在宅 □その他(□疾病))	□就労(勤務 □在宅 □その他())

⑤ 他の小学校就学前のきょうだいの状況

区 分	きょうだいの氏名
□ 同じ保育所等・幼稚園等の利用を申し込んでいる。	
□ 申込先と同じ保育所等・幼稚園等を利用している。	
□ 別の保育所等・幼稚園等の利用を申し込んでいる。 理由 ()	
□ 別の保育所等・幼稚園等を利用している。 理由()	
□ 次の理由で申し込んでいない。	
□ 認可外保育施設を利用している。 (施設名)	
□ 企業主導型保育事業所を利用している。(事業所名)	
□ 勤務先等に連れて行っている。	
□ 親族等がみている。 □その他(

图 107 付記事項	. \ /2016
食物アレルギーがありますか?	
口なし 口あり (内容:)
園生活において特に注意が必要な事項があれば記入してください。	
例:〇〇〇〇病により、日光にあたることが出来ない。糖尿病のため、血糖値測定及びインスリン注射が必要(1日X回)。

(2枚目表面)

記入上の注意

この申請書は、保護者が次の点に注意し、もれなく記入のうえ、市に提出してください。 なお、申請する子どもがその家庭から2人以上いる場合は、子どもごとにそれぞれ申請書が必要です。

【1枚目・表面】

- 1 「申請子ども」の欄は「氏名」にフリガナを付し、「性別」及び「個人番号(マイナンバー)」を記入してください。
- 2 年齢は令和8年4月1日時点の年齢を記入してください。
- 3 「障害者手帳・療育手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等)の所持の有無について、該当するものを〇で囲んでください(「有」のときは、その手帳類の写しも提出してください。)。
- 4 「障害児支援サービス(発達支援等)の有無」の欄は、該当するものを〇で囲んでください(「利用中」または「計画中」のときは、そのことがわかる書類の写しも提出してください。)。
- 5 保護者が単身赴任などで申請子どもと別居しているとき、その保護者の住所は余白部分に記入してくだ さい。
- 6 「保護者居住地・連絡先」欄中の口には、最も容易に連絡のつく連絡先にチェックを入れてください。 【1枚目・裏面】
 - 7 「①世帯の状況」の欄は、申請子どもと同居している家族(単身赴任などのために別居している保護者を含む。)のうち、申請児童以外全員について記名し、「障害者手帳・療育手帳」欄は、該当するものを 〇で囲んでください。また、「就労・通学・通園先又は単身赴任先」の欄は、令和8年4月1日時点の就 労先名(単身赴任先)、学校名、幼稚園名、保育施設名などをそれぞれ記入してください(年度途中の場 合は、利用希望月の1日時点。)。
 - 8 令和7年1月1日現在および令和8年1月1日現在(予定含む)、保護者の住所が薩摩川内市以外の場合は、その市町村名を記入してください。(父母で別々の市町村の場合はその旨も記載してください。)
 - 9 「②利用を希望する期間・時間帯」の欄は、保育施設(事業者)の利用を始めたい日から、小学校就学 始期に達するまでの間で、当該施設(事業者)の利用を希望する期間を記入してください。
- 10 「③保育の利用を必要とする理由等」は、該当する理由の□欄をチェックしてください。該当する項目がない場合は、その他の□にチェックし、()内に理由を具体的に記入してください。
- 11 母の保育を必要とする理由が「妊娠・出産」に該当する場合は、出産日または出産予定日、産休・育休 復帰予定日を記入してください。

【2枚目・表面】

- 12 「④祖父母の状況」は、祖父母の現況について該当する口欄をチェックしてください。すでにお亡くなりの場合は、該当する「祖父」・「祖母」の各氏名欄に「亡」と記入してください。
- 13 「⑤他の小学校就学前のきょうだいの状況」は、申請子どものきょうだいについて、令和8年度の予定としてあてはまる欄に記名してください。
- 14 申請子どもに園への特記事項があるときは、その内容を記入してください。

【留意事項】

- 教育・保育給付認定(保育の必要性の認定)及び施設(事業者)へ入所については、
 - 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
 - ・ 保育の実施基準に該当事由により利用期間の希望に沿えない場合があります。あらかじめご承知くだ さい。
- 〇 申請書、同意書兼誓約書のほか、別に定められた証明書類を添付してください。証明書類がない場合は、教育・保育給付認定の内容の確認ができませんので、保育施設などの利用ができなくなることがあります。
- 添付書類を含め、申請内容に虚偽があった場合、教育・保育給付認定を取り消します。

保育施設利用等に関する確認事項同意書兼誓約書

※ 以下の確認事項及び同意事項をよくお読みのうえ、裏面に署名をお願いします(署名をもって同意されたものとみなします。)。

■ 保育施設の利用申込みに関する確認事項

- 1 利用手続きに必要な書類は、提出期限日までに必ず提出してください。書類の提出がない場合は、 教育・保育給付認定を取り消し、退園していただくことになります。
- 2 申込後、保育を必要とする事由や、就労の状況、世帯等の状況などに変更が生じた場合は、早急に 市に連絡してください。市から依頼のあった書類を提出後、書類内容が事実と異なることが判明した 場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります(教育・保育給付認定が取り消されると保育 所等を退園になります。)。
- 3 転園をする場合は、申込締切日までに「転園届出書」を提出してください。なお、この届は、当該子どもについて複数提出があった場合には最新のものを使用するものとします。
- 4 利用申込を取下げる場合は、市に連絡のうえ、「利用申込取下申出書」を提出してください。
- 5 求職中の方は、求職中として認定を受けてから90日以内に就労証明書を提出してください。提出がないと、教育・保育給付認定期間が満了となり、そのあと保育所等を継続して利用することができません。引き続き利用を希望する際は、再度申込みが必要となります(再度利用調整することになります。)。
- 6 妊娠・出産を理由としての認定期間は、出産予定月の前3か月(出産日が属する月を含む)から、 出産後8週間を経過する日の次の日が属する月の末日までとなります。引き続き継続して保育施設を 利用するためには、別の事由・申請が必要となります。

■ 保育施設利用開始後の確認事項

- 7 各施設が定める「きまり」を守り、認定を受けた利用時間の中で、各施設の開設時間内に送迎して ください。
- 8 利用開始後に就労や世帯等の状況に変更が生じたときは、教育・保育給付認定の変更が必要になる場合がありますので、必要書類を添付し、早急に市に提出してください。
- 9 保育所等を利用できる方は、保育を必要とする事由がある方のみとなります。保育を必要とする事由がなくなった場合は、教育・保育給付認定が取り消され、保育所等を退園することになります。認定期間が終了した場合、すみやかに退園申出書を提出してください(ただし、認定こども園を利用し、必要な手続きを経て1号認定を受ける場合は引き続き当該認定こども園を利用することができます。)。
- 10 その世帯に保育料の滞納がある場合、滞納となった理由が真にやむを得ない(失業や災害、生活 保護の受給)場合を除き、その兄弟姉妹が新規に保育所等の入園申込みをする場合、優先度の設定 が減点されます。

- 11 適正に保育料の算定や副食費の免除の可否を判定するため、税務課から必要な年度の市民税課税情報を取得することがあります。他にも、以下の課から資料を取得することがあります。また、これらの課からの求めに応じ資料を提供することがあります。
 - ・市民課(戸籍、住民票) ・保護課(生活保護) ・障害福祉課(同居者の障害に関すること) ※同様の業務を行う他の市区町村の組織も含みます。
- 12 副食費(おかず代、おやつ代等)は保護者負担となりますが、一部の方において費用が免除される場合があります。また、保育料とは別に、教材費や行事費、通園送迎費など実費徴収や上乗せ徴収する保育施設もあります。
- 13 適正な保育の実施等を行うため、以下の課から資料を取得することがあります。また、これらの課からの求めに応じ資料を提供することがあります。
 - ・市民課(戸籍、住民票)・保護課(生活保護)・市民健康課(児童の生育に関すること)
 - ・障害福祉課(児童の障害に関すること) ・社会福祉課(DV・虐待等に関すること)
 - ・防災安全課(災害発生時)・消防局(火災・救急発生時)・収納課(滞納関係) ※同様の業務を行う他の市区町村の組織も含みます。
- 14 利用開始後、お子さんの健康状態や発達の状況により、お子さんの健康状況の確認や集団保育の状況を見させていただくことがあり、場合によっては施設の利用に制限がかかる場合や必要な医療機関の受診等をお願いすることがあります。
- 15 認可保育所の場合、保育料を滞納すると、施設経由で督促状を交付するほか、市の職員が電話や自 宅訪問による催告を行います。それでもなお納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、地方税の 滞納処分の例に従い財産の差押えを行うことがあります。また保育料の収納情報を必要に応じて認可 保育所に提供します。
- 16 認可保育所以外の施設の場合、保育料が滞納となった場合、施設の職員が督促を行います。それで もなお納付がない場合には、市が徴収を代行する場合があります。また、保育料の収納情報を必要に 応じて、市が施設に確認することがあります。
- 17 認定の要件に適合しているかを確認するために「保育施設利用の教育・保育給付認定現況届」を提出していただきます。現況届の提出がない場合は、教育・給付認定を取り消すことがあります(教育・保育認定が取り消されると保育所等を退園になります。)。

薩摩川内市長 宛

教育・保育給付認定および保育所等の利用申込みにあたり、以上の記載事項について同意します。

/ m	_	100	·
(35)	.77	扣	١
\ 	~	小田	,

同意年月日 令和 年 月 日																																																																																												ı	ı	1						þ	ŀ	ļ																								l	3										7	7	7	7	7			7	7	7
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	--	--	--	--	--	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	--	--	---	---	---

介託 曲旧自旧莅麻川内古

保護者①署名

此光每宋胜手川竹川			

保護者②署名

※保護者①②は自筆で記入してください。

子ども氏名

就労証明書

薩摩川内市長 宛

証明日	西暦		年	月	日
事業所名					
代表者名					
所在地					
電話番号		_		_	
担当者名					
記載者連絡先	;	_			

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目				記	記載欄			
		□ 農業・林業	□ 漁業	□ 鉱業・採	石業•砂利採	採取業 □ 建設	と業 口製	造業 □ 電気	
	AUL T.T.	□ 情報通信業	□ 運輸業·郵便業	□ 卸売業・	小売業	□ 金融業・	保険業	□ 不重	カ産業·物品賃貸業
1	業種	□ 学術研究·専門·	技術サービス 口 宿	『泊業・飲食サーb	ビス業	□ 生活関連サー	・ビス業・娯楽簿	€ □ 医纲	₹ •福祉
		□ 教育·学習支援業	□ 複合サービス	ス事業 □ 公剤	务	□ その他()
	フリガナ								
2	本人氏名						生年月日		年 月 日
3	雇用(予定)期間等	□ 無期 □ 有期	期間 (無期の場合は雇用開	別始日のみ)	年	月日	~	年 月	B
4	本人就労先事業所	名称							
4	本 人 就力尤爭未別	住所							
5	雇用の形態	□ 正社員 □	パート・アルバイト	□ 派遣社員 □	〕契約社員	□ 会計年度任用	間職員 □ 非常	常勤·臨時職員	□ 役員
ŭ	准川のかる	□ 自営業主 □	自営業専従者	□ 家族従業者	□内職	□ 業務委託	□ その他()
		月火水木	金土日祝	日 合計	月間	時間	4	、(うち休憩時間	分)
] 時間				())	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	就労時間	一月当たりの就会	労日数 月間	日	一週当才	たりの就労日数	週間	日	
	(固定就労の場合)	平日	時 分	~	時		ち休憩時間	分)	
6		土曜	時 分	~	時	,,	ち休憩時間	分)	
		日祝	時 分	~	時		ち休憩時間	分)	
	** \\ * a+ BB	合計時間	口月間 口週		時間	分(うす	ち休憩時間	分)	
	就労時間 (変則就労の場合)	就労日数	□月間□週		日				
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯	時	分 ~	時	分(ラゥ	ち休憩時間	分)	
7	就労実績	年月	年 月	年月	年	月	年月	年	月
_	※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	日/月	時間/月	日	/月	時間/月	日	/月	時間/月
8	産前・産後休業の取得		取得中						
	※取得予定を含む	期間	年 月	日	~	年	月	日	
9	育児休業の取得		取得中 □ 取得済						
	※取得予定を含む	期間		3 ~		月日			
10	産休・育休以外の休業の 取得		取得中 □ 取得済		介護休業		□その他	, ()
44		期間		4		月日日			
11			復職済み	期間 期間	年	月日	~	年月	
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無	□ 取得予定 □ 主な就労時間帯	取得中						B
	※取得予定を含む	・シフト時間帯	時	分 ~	時	分(うち	ち休憩時間	分)	
13	保育士等としての勤務実 態の有無	口有 口有(予	定) 口無						
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	□有 □有(予	定) 口無 口 #	定					
15	入所内定時育休短縮可否	□ 可 □ 可(予	定) 口 否						
16	育休延長可否	□ 可 □ 可(予	定) 口 否						
17	単身赴任期間(予定含む)	年	月	日 ~		年	月	日	
18	備考欄								
		児童名		生年月日		施設名		利用中 口	申込中(第一希望)
			<u> </u>	年月月	日				12100 02
19	保護者記載欄	児童名		生年月日		施設名		利用中 🗆	申込中(第一希望)
		·		年 月	日	11 == 1		- · · -	
		児童名		生年月日		施設名		利用中 🗆	申込中(第一希望)
				年 月	日				

-716		民生・児童委員に関する項目
	証明日 事業所名	○証明日(証明書発行日)を記載してください。○証明書を発行する事業者の名称(法人名)を記載してください。
	代表者名	※証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等を記載してください。 ※個人事業主の場合は事業者の名称を記載してください。 〇代表者(法人の代表者や個人事業主)の氏名を記載してください。 ※代表者に該当する者がいない場合又は事業所側で証明権限を代表者以外に付与している場合には、当該証明権限を有する証明書の内容に責任を持つ者のJ
		名で記載してください。 〇証明書発行事業所の住所を記載してください。
	所在地 電話番号	○証明書の証明対象となる者(以下「本人」という。)の就労先住所ではない点に注意してください。 ○証明書発行事業所の電話番号を記載してください。
	者名/記載者連絡先	○証明書の内容について、自治体からの事務的な連絡を受ける場合の担当者名/電話番号を記載してください。
	事業者に関する事項	○現在の就労状況について該当する項目をチェック(レ点記入)してください。
	業種	※いずれにも該当しない場合は「ロその他」をチェック(レ点記入)し、カッコ内に簡潔に記載してください。
	に関する項目 フリガナ/本人氏名	○本人の氏名、フリガナを記載してください。
lo.2	生年月日	〇本人の生年月日を記載してください。
労状	態等に関する事項	○雇用期間について「□無期」か「□有期」にチェック(レ点記入)してください。
lo.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。 ※契約内容の変更を予定している場合、変更前の契約が終了する日を終期として記載してください。
lo.4	本人就労先事業所	〇右上欄に記載の野業所名(証明書発行事業所名)と異なる場合は本人が実際に働いている事業所の名称を記載してください。 〇右上欄に記載の所在地(証明書発行事業所住所)と異なる場合は本人が実際に働いている勤務先の住所を記載してください。 ※実際に働いている就労場所が複数存在する場合は、主たる就労先の住所を記載するようにしてください。
		※就労場所が存在しない場合には、自宅等就労時に本人が主として存在している場所を記載するようにしてください。 ○雇用の形態について該当する項目にチェック(レ点記入)してください。
lo.5	雇用の形態	※自営業の場合は、「自営業主」(個人事業主、経営者、代表者等)又は「自営業専従者」又は「家族従業者」(自営業主と親族関係にある生計を一にする者で、そ 自営業主の営む事業に無給で進事している者)のいずれかにチェック(レ点記入)してたださい。 ※「契約社員」等の場合で、「会計年度任用職員」にも該当する場合は、「会計年度任用職員」「ニチェック(レ点記入)してください。 ※「バート・アルバイト」「派遣社員」「契約社員」「会計年度任用職員」のいずれにも該当しない非常勤・臨時職員である場合、「非常勤・臨時職員」にチェック(レ点記入)してください。 、
		〇「月・火・水・木・金・土・日・祝日」のうち、通常の就労日について該当する項目にチェック(レ点記入)してください。[複数選択可]
		○就労の合計時間(月間)についてを記載してください。 ※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記
		してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労時間が定められている場合、4(週)を乗じた時間を記載してください。
		※雇用契約上、年当たりの就労時間が定められている場合、12(月)で除した時間を記載してください。 ※雇用契約上、年当たりの就労時間が定められている場合、12(月)で除した時間を記載してください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。
		へ 産の実術 プッパス・1 にのうたい 人 次来が同ながっていた。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩時間の月間の合計時間数についても記載していました。
	就労時間 (固定就労の場合)	〇一月当たり、一週当たりの就労日数について記載してください。
	(回足肌力の場合)	※雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数(実績)ではありません。 ※雇用契約上、月当たりの就労日数が定められている場合、週当たりの就労日数欄には、4(週)で除した日数を記載してください。
		※雇用契約上、週当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には、4(週)を乗じた日数を記載してください。 ※雇用契約上、年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12(月)で除した日数、週当たりの就労日数欄には48(週)で除した日数を
		載してください。 〇就労時間帯は、「24時間表記」で記載してください。
		※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時~29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分~29時00分」)で記載してください。 ○平日、土曜、日祝毎に就労時間時間帯を記載してください。
lo.6		※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含め、当該時間帯における就業規則等で定められている休憩時間数(分)についても記載してください ※平日、土曜、日祝のいずれか就労がない場合は空欄で結構です。
		〇日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。
		○月間又は週間の就労時間(合計)についてを記載してください。 ※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就業規則上の就 ※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就業規則上の就
		時間数を記載してください。 ※雇用契約上、1日当たりの就労時間が定められている場合、5(日)を乗じて、「週間」の就労時間を記載してください。
		※週間の労働時間を記載いただいた場合、当該時間に4を乗した時間数を月の就労時間とみなします。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。
	就労時間	※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩時間の月間又は週間の合計時間数について 記載してください。
	(変則就労の場合)	〇一月当たり又は一週当たりの就労日数について記載してください。 ※雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数(実績)ではありません。
		※雇用契約上、年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12(月)で除した日数、週当たりの就労日数欄には48(週)で除した日数を載してください。
		〇就労時間帯は、「24時間表記」で記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時~29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分~29時00分」)で記載してください。
		〇主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い(勤務回数の多い)時間帯を記載してください。 ※雇用契約上、コアタイム等の定めがない場合も、想定される最も標準的な時間帯を記載するようにしてください。
		※シフト勤務の場合は、市区町村による保育の必要性認定に必要となる場合のみ、シフト表の追加提出等を求める場合がありますので御承知おきください。
	就労実績	○直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。なお、育児休業等により直近3ヶ月において1月分の就労実績がない場合は、育! 休業等取得前の(産休・育休等取得月を除いた)就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。
lo.7	※日数に有給休暇を 含み	※新しい年・月から記載してください(例:○○年6月、○○年5月、○○年4月)。 ※有給休暇の取得日は就労日数に含めてください。
	時間数に休憩・残業時間を含む	※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩時間に限る。)は就労時間数に含めてください。
		※育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績(実際に当該月に勤務した実績)を記載してください。
lo.8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	○産前・産後休業の取得について「□取得予定」が「□取得中」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の産前・産後休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。
		※終了日が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。○育児休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。
lo.9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	※法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終期が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※取得済みの場合は取得実績を記載してください。
	小松村でたで百む	※複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください(例:取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場は、取得予定又は取得中の育児休業についてNo.9欄に記載し、過去取得分を備考欄に記載する。)。
		〇産休・育休以外の休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。
No.10	産休・育休以外の休業 の取得期間	※法令上の休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終期が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。※取得済みの場合は取得実績を記載してください。 ************************************
	※取得予定を含む	※複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください(例:取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場け、取得予定又は取得中の休業について記載し、過去取得分を備考欄に記載する。)。
		○産休・育休以外の休業の取得理由についてチェック(レ点記入)してください。 ○証明書発行事業所において取得中(又は取得予定)の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「□復職予定」にチェック(レ点記入)し、復職予定年月日
lo.11	復職(予定)年月日	記載してください。また、1年以内に証明書発行事業所において取得した育児休業等から復職済みの場合は「□復職済み」にチェック(レ点記入)し、復職年月日を記載してください。
	育児のための短時間	駅UCV.ECV。 〇百児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間(No.6に記載の時間)より短い就労時間(就業規則上の特則等いわゆる時短勤務)。 する予定である又はしている場合について、「口取得予定」が「口取得中」かにチェック(し点記入)してください。
No.12	勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	〇当該短時間勤務制度の利用(予定)期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯(勤務体制変更後の就労時間帯)について記載してください。
の他	の項目	※No.6には短時間勤務制度利用前の就労時間帯、No.12には短時間勤務制度利用後の就労時間帯を記載してください。
lo.13	保育士としての勤務実 態の有無	○保育士、幼稚園教諭、保育教諭としての勤務実態の有無について「□有」、「□有予定」、「□無」にチェック(レ点記入)してください。
加の	項目	
	(雇用契約の)満了後 入所が内定した場合	○雇用期間について「□有期」をチェックした場合は契約満了後の更新の有無について「□有」「□有(予定)」「□無」「□未定」のいずれかにチェックしてください。 ○育児休業の終了予定日よりも前の日時での保育所等の入所が内定した場合、育児休業を短縮し、入所内定日から復職することについて、「□可」「□可(予定)」
lo.15	の育児休業の短縮可 育休延長可否	○青児が来るがよう。 「一角児が来るがよう。 「一角児が来るがよう。 「一角児が来るがよう。 「一角児が来るがよう。 「一角児が来るがよう。」 「一角児が来るがよう。 「一角児が来るがよう。 「一角児が来るがよう。」 「一角児が来るがよう。 「一角児がなるがなるがなるがなるがなるがなるがなるがなるがなるがなるがなるがなるがなるが
lo.16 lo.17	再体性技術性 単身赴任期間(予定含む)	○単身赴任について期間を記載してください。
	<u>v</u> /	※終期が未定の場合は終期欄は空欄で構いません。 ○No.6に記載の就労時間帯でごき、出退動時間の特例(就業規則上の就労時間帯の15分前に出勤しなければならない等)等、記載時間帯を超えて拘束時間が生
No.18	備考欄	ている場合には、その旨、この欄に記載してください。 〇No.9の育児休業及びNo.10の産休・育休以外の休業の取得実績等について追加記載が必要な場合は、この欄に記載してください。
_		○その他特記事項があれば、この欄に記載してください。 *農地面積など個人事業主等に対する事項に関してのみ、市区町村独自の記載を求めることを可能とします。
lo.19	保護者記載欄	○児童名、児童の生年月日を入力してください。 ○施設の名称を記載してください。また、「□利用中」「□申込み中」にチェックしてください。
		- 53 -

就労証明書

薩摩川内市長 宛

証明日	西暦		年	月	日
事業所名					
代表者名					
所在地					
電話番号		_			
担当者名					
記載者連絡先	;	_			

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目				記	記載欄			
		□ 農業・林業	□ 漁業	□ 鉱業・採	石業•砂利採	採取業 □ 建設	と業 口製	造業 □ 電気	気・ガス・熱供給・水道業
	AUL T.T.	□ 情報通信業	□ 運輸業·郵便業	□ 卸売業・	小売業	□ 金融業・	保険業	□ 不圓	助産業·物品賃貸業
1	業種	□ 学術研究·専門·	技術サービス 口 宿	『泊業・飲食サーb	ビス業	□ 生活関連サー	・ビス業・娯楽簿	業 □ 医组	療·福祉
		□ 教育·学習支援業	□ 複合サービス	ス事業 □ 公剤	务	□ その他()
	フリガナ								
2	本人氏名						生年月日		年 月 日
3	雇用(予定)期間等	□ 無期 □ 有期	期間 (無期の場合は雇用開	付出のみ)	年	月日	~	年 月	日
4	本人就労先事業所	名称							
_	本八州力儿事未 所	住所							
5	雇用の形態	□正社員□□	パート・アルバイト	□ 派遣社員 □	〕契約社員	□ 会計年度任用	職員 □ 非	常勤・臨時職員	□ 役員
Ĺ	7E/1307 7D	□自営業主□	自営業専従者	□家族従業者	□内職	□ 業務委託	□ その他()
		月火水木		自合計	月間	時間	分	↑(うち休憩時間	分)
				」 時間					
	就労時間 (固定就労の場合)	一月当たりの就会		日		たりの就労日数	週間	日	
	(四足机力の場合)	平日	時 分	~	時		ち休憩時間	分)	
6		土曜	時 分	~	時	,,	ち休憩時間	分)	
		日祝	時 分	~	時		ち休憩時間	分)	
	计学時間	合計時間 就労日数	口月間 口週		時間	分 (うす	ち休憩時間	分)	
	就労時間 (変則就労の場合)		□月間□週		B				
		・シフト時間帯	時	分 ~	時	分(うす	ち休憩時間	分)	
7	就労実績	年月	年 月	年月	年	月	年月	年	月
Ĺ	※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	日/月	時間/月	日	/月	時間/月	日	/月	時間/月
8	産前・産後休業の取得		取得中						
	※取得予定を含む	期間	年 月	日	~	年	月	日	
9	育児休業の取得		取得中 □ 取得済						
	※取得予定を含む	期間		3 ~		月日			
10	産休・育休以外の休業の 取得		取得中 □ 取得済		介護休業		□ その他	!()
44		期間		4		月日日			
11			復職済み	期間 期間	年	月日	~	年 月	П
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無	□ 取得予定 □ 主な就労時間帯	取得中						В
	※取得予定を含む	・シフト時間帯	時	分 ~	時	分(うち	ち休憩時間	分)	
13	保育士等としての勤務実 態の有無	□有 □有(予	定) 口無						
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	□有 □有(予	定) 口無 口 非	定					
15	入所内定時育休短縮可否	□ 可 □ 可(予	定) 口 否						
16	育休延長可否	□ 可 □ 可(予	定) 口 否						
17	単身赴任期間(予定含む)	年	月	日 ~		年	月	日	
18	備考欄								
		児童名		生年月日		施設名] 利用中 D	申込中(第一希望)
			<u> </u>	年月月	日			- 1,,,,, -	1,21,00
19	保護者記載欄	児童名		生年月日		施設名		〕利用中 □	申込中(第一希望)
		·		年 月	日	11 == 1			
		児童名		生年月日		施設名		〕利用中 口	申込中(第一希望)
				年 月	日				

	証明日	民生・児童委員に関する項目 	
	事業所名	〇証明書を発行する事業者の名称(法人名)を記載してください。	
	代表者名	※証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等を記載してください。 ※個人事業主の場合は事業者の名称を記載してください。 〇代表者(法人の代表者や個人事業主)の氏名を記載してください。 ※代表者に該当する者がいない場合又は事業所側で証明権限を代表者以外に付与している場合には、当該証明権限を有する証明書の内容に責任を持つ者の見をお割れてください。	
	所在地	名を記載してください。 〇証明書発行事業所の住所を記載してください。 ※証明書の証明対象となる者(以下「本人」という。)の就労先住所ではない点に注意してください。	
担当	電話番号 者名/記載者連絡先	○証明書発行事業所の電話番号を記載してください。○証明書の内容について、自治体からの事務的な連絡を受ける場合の担当者名/電話番号を記載してください。	
	事業者に関する事項	文献の日のととので、日月上の ウムナが印みを呼ばてて、の名目のは、日日の中の田()と即義のでいて。	
0.1	業種	○現在の就労状況について該当する項目をチェック(レ点記入)してください。 ※いずれにも該当しない場合は「□その他」をチェック(レ点記入)し、カッコ内に簡潔に記載してください。	
労者	<u>に関する項目</u>	一人の・フィリト・ロのコン・タン・物目は、ローロのにはとフェンノ、レニのスパノン・パンコドガトの原料している。	
lo.2	フリガナ/本人氏名 生年月日	○本人の氏名、フリガナを記載してください。 ○本人の生年月日を記載してください。	
労状	態等に関する事項	〇本人の生年月日を記載してください。	
l. o	三田/マウ/知明佐	○雇用期間について「□無期」が「□有期」にチェック(レ点記入)してください。	
Vo.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。 ※契約内容の変更を予定している場合、変更前の契約が終了する日を終期として記載してください。	
lo.4	本人就労先事業所	○右上欄に記載の事業所名(証明書発行事業所名)と異なる場合は本人が実際に働いている事業所の名称を記載してください。 ○右上欄に記載の所在地(証明書発行事業所住所)と異なる場合は本人が実際に働いている勤养先の住所を記載してください。 ※実際に働いている就労場所が複数存在する場合は、主たる就労先の住所を記載するようにしてください。 ※就労場所が存在しない場合には、自宅等就労時に本人が主として存在している場所を記載するようにしてください。	
		○雇用の形態について該当する項目にチェック(レ点記入)してください。	
No.5	雇用の形態	※自営業の場合は、「自営業主」(個人事業主、経営者、代表者等)又は「自営業専従者」又は「家族従業者」(自営業主と親族関係にある生計を一にする者で、そ 自営業主の営む事業に無給で従事している者)のいずれかにチェック(レ点記入)してください。 ※「契約社員」等の場合で、「会計年度任用職員」にも該当する場合は、「会計年度任用職員」にチェック(レ点記入)してください。 ※「パート・アルバイト」「派遣社員」「契約社員」「会計年度任用職員」のいずれにも該当しない非常勤・臨時職員である場合、「非常勤・臨時職員」にチェック(レ点記入)してください。	
		○「月・火・水・木・金・土・日・祝日」のうち、通常の就労日について該当する項目にチェック(レ点記入)してください。[複数選択可] ○就労の合計時間(月間)についてを記載けてどださい。 ※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記り	
		してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労時間が定められている場合、4(週)を乗じた時間を記載してください。	
		※雇用契約上、年当たりの就労時間が定められている場合、12(月)で除した時間を記載してください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残楽時間は除いてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)はきめてください。また、就業規則等で定められている休憩時間の月間の合計時間数についても記載して	
	就学時間	ださい。 〇一月当たり、一週当たりの就労日数について記載してください。	
No.6	就労時間 (固定就労の場合)	※雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数(実績)ではありません。 ※雇用契約上、月当たりの就労日数が定められている場合、週当たりの就労日数欄には、4(週)で除した日数を記載してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には、4(週)を乗じた日数を記載してください。 ※雇用契約上、年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12(月)で除した日数、週当たりの就労日数欄には48(週)で除した日数を	
		載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時~29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分~29時00分」)で記載してください。 ○平日、土曜、日祝毎に就労時間時間帯を記載してください。	
		※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含め、当該時間帯における就業規則等で定められている休憩時間数(分)についても記載してください ※平日、土曜、日祝のいずれか就労がない場合は空欄で結構です。 〇日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。	
		〇月間又は週間の就労時間(合計)についてを記載してください。	
	就労時間 (変則就労の場合)	※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就業規則上の就 時間数を記載してください。	
		※雇用契約上、1日当たりの就労時間が定められている場合、5(日)を乗じて、「週間」の就労時間を記載してください。 ※週間の労働時間を記載いただいた場合、当該時間に4を乗した時間数を月の就労時間とみなします。	
			※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩時間の月間又は週間の合計時間数について
		記載してください。	
		※雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数(実績)ではありません。 ※雇用契約上、年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12(月)で除した日数 載してください。	※雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数(実績)ではありません。
			※雇用契約上、年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12(月)で除した日数、週当たりの就労日数欄には48(週)で除した日数を載してください。
		〇就労時間帯は、「24時間表記」で記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時~29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分~29時00分」)で記載してください。	
		〇主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い(勤務回数の多い)時間帯を記載してください。 ※雇用契約上、コアタイム等の定めがない場合も、想定される最も標準的な時間帯を記載するようにしてください。	
		※シフト勤務の場合は、市区町村による保育の必要性認定に必要となる場合のみ、シフト表の追加提出等を求める場合がありますので御承知おきください。	
	就労実績	〇直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。なお、育児休業等により直近3ヶ月において1月分の就労実績がない場合は、育! 休業等取得前の(産休・育休等取得月を除いた)就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。	
No.7	※日数に有給休暇を 含み	※新しい年・月から記載してください(例:○○年6月、○○年5月、○○年4月)。 ※有給休暇の取得日は就労日数に含めてください。	
	時間数に休憩・残業時	※残業時間は就労時間数(合めてください。 ※残業時間は就労時間数(合めてください。	
	間を含む 	※育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績(実際に当該月に勤務した実績)を記載してください。	
0.8	産前・産後休業の取得	○産前・産後休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の産前・産後休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。	
	※取得予定を含む	※終了日が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。	
	 育児休業の取得	○育児休業の取得について「□取得予定」が「□取得中」が「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。	
lo.9	※取得予定を含む	※終期が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※取得済みの場合は取得実績を記載してください。 ※複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください(例:取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場	
		は、取得予定又は取得中の育児休業についてNo.9欄に記載し、過去取得分を備考欄に記載する。)。 ○産休・育休以外の休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。	
	産休・育休以外の休業	※法令上の休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。	
No.10	の取得期間	──終期が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※取得済みの場合は取得実績を記載してください。──終複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください(例:取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場合	
	※取得予定を含む 	は、取得予定又は取得中の休業について記載し、過去取得分を備考欄に記載する。)。 〇産休・育休以外の休業の取得理由についてチェック(レ点記入)してください。	
No.11	復職(予定)年月日	○証明書発行事業所において取得中(又は取得予定)の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「□復職予定」にチェック(レ点記入)し、復職予定年月日 記載してください。また、1年以内に証明書発行事業所において取得した育児休業等から復職済みの場合は「□復職済み」にチェック(レ点記入)し、復職年月日を記載してください。	
No.12	育児のための短時間 勤務制度利用有無	○育児のための短時間動務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間(No.6に記載の時間)より短い就労時間(就業規則上の特則等いわゆる時短勤務)。する予定である又はしている場合について、「□取得予定」か「□取得中」かにチェック(レ点記入)してください。	
	※取得予定を含む の項目	〇当該短時間勤務制度の利用(予定)期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯(勤務体制変更後の就労時間帯)について記載してください。 ※No.6には短時間勤務制度利用前の就労時間帯、No.12には短時間勤務制度利用後の就労時間帯を記載してください。	
<u>المارة</u> ا0.13	保育士としての勤務実	○保育士、幼稚園教諭、保育教諭としての勤務実態の有無について「□有」、「□有予定」、「□無」にチェック(レ点記入)してください。	
	態の有無 項目	▽ wi ┺ ┗ ┗ ┗ ┗ ┗ ┗ ┗ ┗ ┗ ┗ ┗ ┗ ┗ ┗ ┗ ┗ ┗ ┗	
	(雇用契約の)満了後	○雇用期間について「口有期」をチェックした場合は契約満了後の更新の有無について「□有」「□有(予定)」「□無」「□未定」のいずれかにチェックしてください。	
lo.15	入所が内定した場合 の育児休業の短縮可	○育児休業の終了予定日よりも前の日時での保育所等の入所が内定した場合、育児休業を短縮し、入所内定日から復職することについて、「□可」「□可(予定)」「 否」にチェックしてください。	
No.16	育休延長可否	日 リン・ブン というにょう。 〇 育児休業の延長について「□可」「□可(予定)」「□否」にチェックしてください。 ○ 単身赴任について期間を記載してください。	
lo.17	む)	※終期が未定の場合は終期欄は空欄で構いません。	
	July 41 100	ONo.6に記載の就労時間帯につき、出退勤時間の特例(就業規則上の就労時間帯の15分前に出勤しなければならない等)等、記載時間帯を超えて拘束時間が生 ている場合には、その旨、この欄に記載してください。	
No.18	備考欄	ONo.9の育児休業及びNo.10の産休・育休以外の休業の取得実績等について追加記載が必要な場合は、この欄に記載してください。 〇その他特記事項があれば、この欄に記載してください。	
		*農地面積など個人事業主等に対する事項に関してのみ、市区町村独自の記載を求めることを可能とします。	
Vo.19	保護者記載欄	○児童名、児童の生年月日を入力してください。 ○施設の名称を記載してください。また、「□利用中」「□申込み中」にチェックしてください。	

求職活動 • 起業準備状況申告書兼誓約書

現在の活動状況について、下記の質問項目にご回答ください。また、就職した場合や起業した場合は、速やかに就労証明書をご提出ください。

※求職活動の状況について確認するため、活動状況が分かる書類(ハローワークが発行する紹介状の本人控えの写しや面接試験等の結果が分かる書類)の提出を求めることがあります。

1	求職活動または起業準備を7 □ 求職活動をしている(以 ⁻ □ ハローワークに7 □ 求人情報誌や新聞 □ インターネットの □ 知人等の紹介に。□ その他(下該当する項目にチョ テっている。 聞の求人広告等を見て D求人情報サイトを見	こいる。))
	□ 起業準備を行っている。						,
	□ 現在、求職活動または起	業準備を行っていな	い(保育所等に決)	定・内定後	後に行う) 。	
2	この申告書兼誓約書を提出 [→] □ 生計中心者(自己都合に		以下のどなたになり	ますか。			
	□ 生計中心者(解雇や倒産□ 上記以外	など上記以外による	失業)→解雇通知等	い写しを溺	がして	くださ	ζV.°
3	(現在お子様が就労要件で 前職離職日 : 令和 年		ヽる場合)前職の閣 ・離職票の写し また を添付してください。	上は 離職日			
	上記記載内容に相違ありませ また、子どもが保育所等に入 お、この期間内に就労証明書	所できましたら、入				いたし	ます
			令利	和 年	月	日	
	薩摩川内市長 様	住所					
		(上記申告をする保護 保護者氏名(署名					
		※自筆により記入	.してください。				
		保育施設名					
		児童名		R	<u>.</u>	•	生
		児童名		R		•	生

診断書

 証明日
 令和
 年
 月
 日

 医療機関名

所在地

// 1112-0

電話番号

医師名 印

下記のとおり診断する。

氏 名				生年月日	大正·昭和 平成·令和		年	月	目
診断日	令和	年	月 日						
傷病名									
上記傷物 該当項		①常時病 難病	臥 感染症	②安静を要する疾病 または精神性疾病			③通院加療		
症 状	等								
今後のシ	台癒	入院	平成•令	和年	月 日 ~ 令和	年	月	目	
見込み算	胡間	通院	平成•令	和年	月 日 ~ 令和	年	月	日・終期	未定

児童の保護者本人が治療を要する又は障害を有する(受診者)場合、必ずご記入ください。

1 保育に支障なし 2 保育困難 3 保育不可 児童保育の可否

児童の保護者が、治療を要するまたは障害を有する親族(受診者)の介護または看護をする場合、必ずご記入ください。

上記傷病による家族の看 護・介護の必要性	1 必要とする	2 必要としない	
-------------------------	---------	----------	--

._.._.

(保護者記入欄)

								令和	年	月	日
受診者の住所											
申請児童から見た続柄	父	母	祖父		祖母		その)他()	
フリガナ								第1希望施設名			+ = +
申請児童名①				令和	年	月	日生	及び 在籍状況			申請中 在園中
フリガナ								第1希望施設名			± ± ±
申請児童名②				令和	年	月	日生	及び 在籍状況			申請中 在園中
フリガナ								第1希望施設名			± ± ±
申請児童名③				令和	年	月	日生	及び 在籍状況			申請中 在園中

(問合せ先) 薩摩川内市子育て支援課保育グループ TEL 0996-23-5111(内線2362、2363)





■ お問合せ ■

薩摩川内市役所

≪本庁≫

●子育て支援課 保育グループ

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

TEL(0996)23-5111(内線2362、2363)

≪支所≫

- ●樋脇支所 地域振興課 市民生活グループ〒895-1292 樋脇町塔之原 1173 番地 TEL (0996) 37-3111
- ●入来支所 地域振興課 市民生活グループ 〒895-1492 入来町浦之名 33 番地 TEL (0996) 44-3111
- ●東郷支所 地域振興課 市民生活グループ 〒895-1106 東郷町斧渕 362番地 TEL (0996) 42-1111
- **祁答院支所** 地域振興課 市民生活グループ 〒895-1595 祁答院町下手67番地 TEL (0996) 55-1111
- 甑島振興局 地域振興課 市民生活グループ 〒896-1201 上甑町中甑 481 番地 1 TEL (09969) 2-0001
- ●下甑支所 地域振興課 市民生活グループ〒896-1696 下甑町手打819番地 TEL (09969) 7-0311

https://www.city.satsumasendai.lg.jp/

薩摩川内市 保育

給速

